

令和6年12月11日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年12月11日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

よろしくお願い致します。ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番、中野 一郎 君、14番、尾崎 忠義 君にお願いをしておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。7番、中野 一郎でございます、よろしくお願い致します。

次の3点について質問させていただきます

1. 女性が住みたくなる女性目線のまちづくりについて
2. アライグマの捕獲の現状と課題について
3. 町役場のハラスメント対策について

以上、3点についてです。

最初にお断りしておきますが、答弁頂く内容が非常に多くて時間が足りなくなりそうなので、私の質問の一部を端折らせてもらう部分があるかも知れませんが、原稿とはちょっと違う部分が出てきますけれどもその辺、ご容赦願います。

それでは、始めさせていただきます。

1番の女性が住みたくなる女性目線のまちづくりについてです。

7月に移住・定住がテーマで、総務教育常任委員会で視察に行きました。

大分県の豊後高田市と日田市です。豊後高田市は、多度津町と人口が約2万人でほとんど変わりません。

しかし、政策的には大きな差があります。特に子ども・子育ての施策についてです。多度津町と豊後高田市の男女別年齢別人口を見ると、高齢になると平均寿命の関係

で女性の数が多くなるのは当然なのですが、特に顕著な差は 20 歳から 39 歳までの男女の人口差です。

この図をご覧くださいますと 20 歳から 39 歳までで 5 歳刻みに多度津と豊後高田とで男女に分けて比較しています。この書き出している 4 つの年齢構成の中、全てにおいて多度津の方が男性が多くて女性が少ない。豊後高田の方が女性の方が多くて男性が少ないってなってます。この年で 20 歳から 39 歳までを累計しますと多度津町の男性が 1,978 名、女性が 1,647 です。

豊後高田市が男性が 1,758 名、女性が 1,938 名ということで、これを相対的に見ますと多度津町は、女性の方が、この年齢層で合計約 300 人位少なくなっています。

逆に、豊後高田市は約 200 人位女性が多くなっています。

多度津町は若い男性に比べて、そもそも女性が少ないというのが分かって頂けたと思います。

子育て世代と想定される若い女性が多く出て行ってしまい、転入が無ければ人口減少は進むばかりになります。

私は、地方創生が目指すべきは、女性が住みたくなる地域になることだと思います。単に定住人口を増やすというのではなく、女性に的を絞り、女性に選ばれる地域になるための施策を集中的に実施する必要があると思います。

一番の地方創生は、今までの常識や慣習から自由になり、女性が生き生きと生きられるような地域づくりを行うことだと思います。

地域づくりや地方創生は、女性目線での再検討を行うべき時期に達していると思います。

そこで、次の 4 点についてお伺いします。

1 番、若い女性が住み続けたい場所になる。そのためには、若い女性が働きたくなる場所の存在が必要です。

多度津町（近隣市町を含む）に若い女性が働きたくなる場所はありますか。なければ、どういう施策が考えられますかお伺いします。

産業課長（植松 肇）

お早うございます。中野議員の若い女性が働きたくなる場所についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にある「若い女性が働きたくなる場所」は、特定することは困難ですが、一つの目安として女性活躍推進法に基づき、厚生労働省より、えるぼし認定の最高ランクである 3 つ星を獲得している企業が町内に 1 社ございます。

そのほかにも女性の社会進出を後押しするため、男女共同参画の啓発活動の一環として中讃圏域の 2 市 3 町で構成された瀬戸内中讃定住自立圏、女性活躍推進協議会において、事業者や一般の方を対象に、男女共同参画や女性活躍推進の理解を深めることを目的とした講演会の開催や女性活躍実践アイデア企業、顕彰事業を実施

し、受賞企業のリーフレットを作成しており、令和2年度から令和4年度の受賞企業7社のうち、2社は町内企業となっており、そのほか各事業所が独自に工夫を凝らした活動を行っています。

また、本町が行っている新しい施策としては、女性に限らず子育てをしながら働きたい方々をサポートするため、今年度より子育て中の就労希望者の支援に特化したハローワーク丸亀のマザーズコーナーの専門職員による個別相談会「子育てサポート出張ハローワーク」を多度津町地域交流センターで開催しています。

さらに包括連携協定に基づき、高松信用金庫による女性の起業支援セミナーを4月から6月まで開催し、57名の方が参加されました。

また、従前から実施している施策としては、創業支援補助金交付事業がありますが、最近の働き方の多様化を受け、女性の創業相談が増えており、当補助金を活用して創業された女性の方が、平成30年度から今年11月までの申請件数27件のうち、15件となっています。子育て中の女性も多く、自宅の一角に事業所を設け、労働時間の設定も自由に行えることで仕事と子育てを両立しやすいことが、創業の動機の一つとなっているようです。

今年7月に開催した第12回多度津創業セミナーでは、女性講師による講演を行って頂き、延べ参加人数47名のうち、46名が女性でした。

多度津創業セミナーは、男女問わず参加出来るものでしたが、結果的に参加者のほとんどが女性となりました。

今後も女性視点を取り入れながら、女性も含めた地域の若者が働きたいと思える職場が増えるよう、調査研究を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に2番目の質問です。女性にとって住みやすい街の条件とは何でしょうか。

QOL（クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質）を高めるためには、3つの条件が考えられます。

1つは治安が良い、2番目は街灯が多い、3番目が犯罪の温床となる場所が少ない等があります。

本町では3つの条件は整備されているでしょうか、お伺いします。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。中野議員の町の治安や防犯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

警察による近年の刑法犯の認知件数は、令和5年で香川県が5,761件、本町が124件となっており、町内の治安に関する具体的な窓口相談は今のところありません。

しかし、防犯意識の向上は重要なものと認識し、毎月、駅前や町内商業施設で行う多度津交番主催の防犯キャンペーンに参加しています。

また、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会が、学校や幼稚園、保育所等の要望を受

けて、子どもたちが不審者についていかないことを学ぶ防犯教室や学校等に不審者が侵入してきたときの訓練を実施しています。

さらに、金融機関では、強盗を想定した窓口対応の訓練を行っています。

町内には、水銀灯や防犯灯を含む街路灯約200灯を町が管理しているほか、自治会が維持管理する防犯灯もあります。

自治会が新たに防犯灯を設置したり、LED灯に更新する場合は、町が補助金を交付しています。また、蛍光灯を交換する場合は、町が交換費用を負担しています。

そのほか、町内には県や町の補助金を利用して自治会が設置した防犯カメラや町が設置した防犯カメラが10基あり、先日整備が完了した駅周辺についても人の往来が多い駐輪場に防犯カメラを設置することを検討しています。

また、子どもたちの下校時間に合わせて防犯パトロールを町単独で行ったり、防犯協会と合同で実施したりしています。

子どもの見守り活動としてPTAや地域のボランティアの皆様にも協力して頂いており、犯罪の防止に繋がっていると考えております。

引き続き、犯罪の温床とならないよう、警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会、また、地域の皆様の協力を得ながら、安全安心なまちづくりに努めたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に子育て環境の充実についてお伺いします。

子どもがいる家庭なら、共働き世帯が住みやすいまちかどうか条件になります。

まず、①託児施設（保育所、子ども園、幼稚園等）が近くにある。②待機児童がない。③スーパーやコンビニが近くにあるか営業時間や品揃えは良いか。（帰宅する頃に営業しているか、帰宅するころに営業していなければ使いようがありません。）こういうことが条件になりますが、子どもが受験生になれば、近くに塾や予備校があるか。進学率の高い学校があるか。などもまち選びの目安になります。

本町ではそういうことを考えてまちづくりを行っていますか、お伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の子育て環境の充実についてのご質問のうち、託児施設及び待機児童について答弁をさせていただきます。

現在、本町の保育施設は、保育所、認定こども園、事業所内保育所を含めて6施設あり、各小学校区に1箇所は整備されており、待機児童を発生させず、共働き世帯が安心して暮らしていけるよう、子育て環境の充実に努めています。

また、多度津中学校では生徒自身が自分の将来を考えた進路選択が出来るよう、キャリア教育の推進に力を入れており、町内唯一の中学校の魅力がさらに向上するよう取り組んでいます。

町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等については、徐々に店舗数も増

加しており、営業時間及び品揃え共に町民にとって利便性は高まっているのではないかと考えています。

しかしながら、各店舗の立地地域に偏りが見られることから、町内全てに行き渡っているとは言えないため、今後は、これらの問題を解決できるような施策を打ち出せるよう、情報収集と研究を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に子どもを子育て施策等について他の市町と比較してみて、給食費の無償化を含めた本町の独自施策についてどう進めていくかお伺い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の子ども子育て施策等について、他の市町と比較してみて給食費の無償化を含めた本町の独自施策についてのご質問のうち、子ども子育て施策についての答弁をさせていただきます。

保育施設関連では、令和8年度から、全ての自治体で実施される子ども誰でも通園制度は保育所の利用要件を緩和し、親が就労していなくても時間単位などで子どもを預けられるようにする新たな通園制度で、本格実施を前に試行的事業を県内では唯一、本町の愛光こども園において実施されています。

また、現在、家庭の抱える困難が複雑深刻化し、地域の繋がりも希薄になる中で、子どもたちが孤立することのないように安心して過ごせる環境を提供し、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育む、子ども第3の居場所の設置に向けて、事務手続を進めています。

今後も子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた形での支援を強化したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（池田 友亮）

お早うございます。中野議員の子ども・子育て施策等について他の市町と比較してみて給食費の無償化を含めた本町の独自施策についてのご質問のうち、給食費の無償化について答弁をさせていただきます。

近隣の市町においては、給食費を無償にしている市町もありますが、本町の財政規模や財政状況を鑑みると給食費を無償にするための財政負担が大きく、すぐに実施することは難しいと考えます。

ただ、近年の食材の高騰に対して給食の質を維持するために令和5年度より給食費の価格上昇分（園児14円、小学生17円、中学生20円）を町費として負担しています。

また、給食費の無償化については国の施策として実施するよう、国や県に対し要望しています。

併せて、適切な支援員等の配置、地域の方々との交流、中学校における次世代型キ

キャリア教育の推進、国のリーディングDXスクール事業の活用など各校の特色を生かした魅力溢れた学校運営ができるよう教育委員会としても協力し、町の発展に繋げていければと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の子ども・子育て施策等について、他の市町と比較してみても給食費の無償化を含めた本町の独自施策についてのご質問のうち、本町の独自施策について答弁をさせていただきます。

最後に直接的な子ども子育て施策ではありませんが、来年度からの新規事業として、若年層の流出抑制及び本町への移住定住を、より効果的に促進することなどを目的として、高校や大学などに奨学金を借入れて就学し、卒業した方に対して、その奨学金の返済の一部を助成する奨学金返還支援助成金交付事業を実施したいと考えております。

議員のご質問のとおり、昨今、地方からの若年層の流出については、ほとんどの地方自治体において大きな行政課題の一つとなっており、特に高校教育を受けた人材が都市部へ流出する傾向が顕著となっております。

本町におきましても若年層の流出超過が進んでおり、また、2040年には15歳から29歳までの町内人口が現在より約25%減少する将来推計も出ていることなどから、本町のこれからの人口減少対策としても喫緊の課題であると認識をしております。今後、本事業の実施に向けて、要綱の整備や運用方法、事業実施のための財源などの詳細について、検討を進めて議会にもお諮りをした上で、来年度より本事業を実施したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。女性目線のまちづくりっていうのは、この次の3つにまとめられると思っております。

答弁にもありましたように一つは子育て支援、もう一つは共働き支援、もう一つは、ダイバーシティ、人的多様性の支援の三つと思います。

そういう中で、今町長より答弁頂いたような子育て支援施策の実施を是非よろしくお願いします。

それでは2番目の質問に入らせて頂きます。

アライグマの捕獲の現状と課題についてです。

近年、野生化したアライグマによる農作物の被害が問題となっています。このまま生息域が拡大すると農業被害の増加を始め、生態系の攪乱や人や家畜に対する感染症の発生なども懸念されます。

被害の拡大を防止するためには、今すぐの対策が必要になっています。

多度津町のホームページにも「【注意喚起】アライグマを目撃したら」と題して、2024年6月5日の更新日で「春先より、町内にてアライグマの目撃情報が相次いで

います。

アライグマは、こちらから直接追い詰めたり、脅かしたりといった刺激や攻撃をしなければ人に危害を加えてくる可能性の低い動物です。

外で見かけるアライグマは移動中のケースが多く、静観していれば立ち去っていく場合がほとんどです。

アライグマを目撃したら刺激をあたえず、静かにその場を離れて下さい。アライグマについてのお問い合わせは、産業課までご連絡下さい。」と掲示されています。

私の地元の南鴨でも5月頃から、アライグマの目撃情報が度々報告されています。

私も7月頃に目撃しております。（別添写真）

これは私が、犬の散歩中に遭遇したアライグマで、私がおるところから2メートル位先の川、側溝の中でアライグマがいましたけれどもアライグマは何の警戒もせずに、暗渠の中から出たり入ったりを繰り返していきまして、何とか捕まえようと思って役場に電話してきてもらっているうちに逃げられました。

そういう中で、役場よりアライグマ捕獲機を設置して頂き、管理をしています。

アライグマは、甘いものが好きだということでメロンパンやキャラメルコーンを餌にしていますが、猫が2回捕獲されました。アライグマは捕獲されていません。

その次からちょっとアライグマの説明をしています。時間の関係でアライグマの説明はここでちょっと割愛させて頂きまして、ずっとアライグマの説明なんですけれども1ページ飛ばして最後の行の被害状況としては香川県においてもアライグマによる被害は増加傾向にあります。

今は、被害のない地域であっても今後アライグマの移動により被害が拡大する恐れがあるので注意が必要です

アライグマの被害の特徴としては家庭菜園のスイカ、トウモロコシの食害が最も大きい傾向にあり、最近では、ハウスのイチゴやブドウの被害も出ています。

また、農作物の食害以外にも水稻の稲を倒したり、ハウスの被覆資材を破いたりという被害も発生しています。

そこで、次の6点についてお伺いします。

まず1番目、アライグマの捕獲数・農作物の被害（香川県、本町、近隣市町、ここ3年）についてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員のアライグマの捕獲数・農作物の被害についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

県全体の捕獲数は令和3年度が173頭、令和4年度が86頭、令和5年度が162頭となっています。

また、町内での捕獲数については、令和3年度に2頭が捕獲されたのみで、令和4年度及び令和5年度の捕獲実績はありません。令和6年度については、11月末現在

で捕獲数が6頭となっています。なお、近隣市町については、公表されているデータはありません。

捕獲場所の多くが市街地であったことから、アライグマの個体数が増え、生息地である河川周辺から市街地への進入が増加しているのではないかと予想しています。

次に県内のアライグマによる農作物被害は、直近3箇年では令和3年度の被害面積が1.1ha、被害額は5,466,000円、令和4年度の被害面積が1.5ha、被害額は6,612,000円、令和5年度の被害面積が0.5ha、被害額は3,356,000円となっています。

また、町内の農作物被害については、アライグマの被害と判断することが困難な状況が多いことから、アライグマ単体での被害は報告されていません。

近隣市町の被害については、こちらも公表されているデータはありません。

なお、報告しました県内の農作物被害の内訳はブドウなどの果樹園が大半を占めていることから、栽培する農業者に対し注意喚起を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に農作物被害防止対策として、どういう対策が考えられるかお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の農作物被害防止対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

対策については、大きく分けて3点あります。

1点目は、農業被害防止の対策として「環境整備」が重要となります。

廃棄された野菜や果実、堆肥として利用するために放置された家庭ゴミなどは、野生動物にとって格好の餌となるため、これらを放置しないことが大切です。

また、果物については収穫せず、そのまま放置されると長期間にわたり野生動物を呼び寄せることから、それらは取り除き処分することが重要です。

国や県においても田畑を無防備にせず、進入防止柵など設置し、野生動物を進入させないことを推奨しています。

本町においても多度津町有害鳥獣侵入防止柵等設置事業費補助金交付要綱を制定し、補助金の交付を行っていますので、農業者の方にご活用頂けるよう農業委員会の定例会や町ホームページなどで周知しています。

2点目として、野生動物にネグラを作らせないことです。アライグマやハクビシンなどの中型動物は、空き家や民家の屋根裏、壁の隙間や屋外の物置など安心して休息や繁殖が出来る狭い場所を好み、住処にしています。アライグマは、このようなネグラを自らの行動範囲の中に複数持ち、これらを転々と移動しながら生活しています。野生動物を定着させないためにも侵入が予想される場所には頑丈なネットなどで塞ぐ。定期的に住処になりそうな場所を確認するなど徹底した管理が必要となります。

3点目は、捕獲です。本町では、丸亀地区猟友会と善通寺地区猟友会を中心にイノシシの捕獲に加え、アライグマなどの捕獲を行っています。

個人の住宅や物置など猟友会で対応が出来ない場合は、本町から貸し出しする箱ワナに限り有害鳥獣捕獲許可証を発行し、個人による捕獲に当たって頂いています。個人で捕獲が難しい場合は、香川県ペストコントロール協会に依頼して頂くよう、お伝えしています。

また、かねてより多度津高校に協力を依頼し、作成を進めていましたアライグマ用の箱ワナが11月に1基完成したことから試験運用を行った後、活用していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に多度津町アライグマ・ヌートリア等捕獲奨励金交付要綱に基づく奨励金支出についてお伺いします。今までの支出金などについてお願い致します。

産業課長（植松 肇）

中野議員の多度津町アライグマ・ヌートリア等捕獲奨励金交付要綱に基づく奨励金の支出についてのご質問に答弁させていただきます。

多度津町アライグマ・ヌートリア等捕獲奨励金については、多度津町有害捕獲許可証の所有者を対象として、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンを捕獲した際に1頭につき3千円の奨励金を交付しています。

直近5年間の交付額は、令和元年度はハクビシン20頭で交付額6万円、令和2年度はハクビシン24頭で7万2千円、令和3年度がハクビシン25頭とアライグマ2頭で合計8万1千円、令和4年度はハクビシン23頭で6万9千円、令和5年度がハクビシン19頭で5万7千円です。

なお、令和6年度に関しては、11月末現在のハクビシン17頭、アライグマ6頭、合計6万9千円に今後提出される新規の申請分を加え、年度末に交付する予定となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に多度津町鳥獣被害防止計画によれば、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処として、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可証を発行するとなっておりますが、今までに発行したことがありますかお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の有害鳥獣捕獲許可証の発行についてのご質問に答弁をさせていただきます。有害鳥獣捕獲許可証については、ご質問のとおり、ハクビシン等の農業被害に対処するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可」の各号に基づき交付されるもので令和3年度は159件、令和4年度は154件、令和5年度が170件の交付となっております、令和6年度

については11月末現在、56件の交付を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

人畜共通感染症についてお伺いします。

アライグマは、アライグマ回虫の幼虫移行症及び狂犬病の媒介動物であり、注意が必要です。アライグマの回虫症は、アライグマの糞便中の回虫卵が人の口から体内に入り、孵化した幼虫が神経を迷走すると視覚障害を引き起こし、死に到ることさえあります。

また、原産地の北米では、アライグマは狂犬病の主要な媒介動物として注意されています。

日本においては現在、狂犬病は発生していませんが、アライグマの移入によって新たな潜在的宿主動物が加わり、狂犬病を媒介する野生動物が増加することとなり警戒が必要です。これらのことについての各学校への周知・子どもの対応についてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の人畜共通感染症についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、アライグマは原産地の北米では狂犬病の主要な媒介動物として注意されていることから、日本においても生息地域が拡大しているアライグマへの警戒が必要です。

現在、日本では狂犬病予防法に基づき「犬の登録促進」や「予防接種率の向上」に取り組んでおり、国立感染症研究所によると昭和32年以降、国内での発症は確認されていないことから、様々な狂犬病の発生予防等が行われた結果、感染を未然に防止することに繋がっていると考えられています。

また、感染症だけではなく、噛みつかれたり、引っかかれたりする危険性もあり、特に体の小さな幼児や児童では野生動物が逃げることなく、逆に向かってくる事態も想定されます。産業課に、これら野生動物の目撃情報が寄せられた場合、教育総務課に協力を依頼し、町内の小中学校や幼稚園に対し注意喚起を行い、同時に通知アプリ「すぐーる」を用いて保護者に対して情報提供を行います。

保育所については健康福祉課を通じ、多度津町メール配信システムにて同様に情報提供を行っています。出来る限り迅速な情報発信を心がけ、被害を未然に防ぐよう努めていきます。

また、人的被害の可能性が高い場合は、猟友会に駆除の要請を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後に今後の方針についてお伺いします。今後のアライグマの捕獲にどう取り組んでいくのかお伺いします。

また、情報から見る本町のアライグマ存在想定頭数についてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の今後の方針についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、猟友会を中心とした有害鳥獣捕獲に努めており、今後も積極的な活動を依頼していきます。

アライグマを含む野生動物の被害防止に向け、県や近隣市町と情報共有を密にし、広域的な対応が取れるよう検討を進めていきます。

なお、残存想定頭数については、現在のところ把握出来ていません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。特定外来生物のアライグマっていうのは、完全排除っていうのが基本になると思います。

今、多度津町では、私が思う限りアライグマが増えている気配があります。

今、被害がない。あるいは少ないうちは住民の声も小さい、大きくない訳ですけども対策が後手に回りがちになると思います。

個体数が増加して、被害が拡大しない今のうちに発見情報入手して、捕獲に取り組む必要があると思いますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の3番目の質問の町役場のハラスメント対策についてお伺いします。

最近、自治体のトップによるハラスメントがよく問題になっています。

令和5年度決算監査においても監査委員より、カスタマハラスメントの指摘がありました。

ハラスメントは職員の労働意欲を阻害します。決してあってはならない行為です。

昨今ではセクハラ、パワハラ、マタハラだけではなく、何十種類ものハラスメントが存在するとメディアで紹介されることもあります。

ハラスメントは被害者の立場に立ち、絶対に許さない姿勢の取組が必要だと思います。

近年、啓発活動や対策も進み、以前のような外形的に一見してパワハラ、セクハラと分かるような形態ではありません。ハラスメントは潜在化し、長期化している傾向にあると言われています。この潜在化しているパワハラ、セクハラ、マタハラなどを見つけ出し、通報しやすい環境に更に高めていくことが重要だと思います。

ハラスメントはしてはいけませんと行為者の意思に訴えることも必要ですが、仕組みとしてハラスメントを発生し辛い体制をとることが併せて重要です。

例えば、男女が対一の状況になるとハラスメントが発生しやすいと言われており、このような状況を職場においてなるべく避けるような仕組みづくりも有効です。

また、上司の問題なのか、同僚の問題なのか、職種の問題なのか、個人の問題なのか、こうしたことのデータを収集することで、より効果的な対策がとれるはずであ

と思います。そこで、次の3点についてお伺いします。

まず1点目ハラスメントの相談窓口として、カウンセラーや弁護士による外部相談窓口や役場内のハラスメント相談員を配置し相談にあたっていることと思います。

なお、「多度津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」第7条に町長は、職員からのハラスメントに関する申出及び相談に対応するため、相談を受ける職員を町長公室に配置する。第2項、相談員は、複数の職員をもって相談に対応するものとする。この場合において、相談を行った者が希望する性の者を含むとすると定められています。そのとおり実施されているかどうかお伺いします。

町長公室長（山下 佐千子）

中野議員の役場内のハラスメントに関する相談員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第7条第1項及び第2項により、職員からのハラスメントに関する申出及び相談に対応するため、相談を受ける職員を相談員として男女1名ずつ町長公室に配置しています。

それは、希望する性のものを選ぶことができるようにとの配慮によるものですが、性別だけではなく年齢や役職などにとらわれず、相談しやすい環境づくりに努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問ですが、ハラスメントについて、研修は非常に有効です。

先ほどの要綱第6条に、町長はハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならないと定められています。

実施については努力義務ですが、現状はどのように実施し、今後どのように行っていく考えかお伺いします。

町長公室長（山下 佐千子）

中野議員のハラスメントの研修についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定した令和3年3月29日以前より、職員安全衛生委員会が開催するメンタルヘルス教室内でハラスメントについて取り上げる等集合研修を実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、ここ数年は集合研修を休止し、関連する冊子の配付や職員安全衛生委員会を通じて啓発する等にとどまっていた。

しかし、昨年度はオンライン研修の形で実施し、今年度からコロナ禍前のようにメンタルヘルス教室の集合研修の中でハラスメントについても触れています。

また、新しく課長級となった職員は、県市町職員研修センターにて実施している課長級研修に参加し、その中でも「ハラスメント防止対策」について学んでいます。

今後も働きやすい職場環境づくりを推進するため、ハラスメントの防止等を図る目的で職員に必要な研修等を継続して実施するよう努めてまいります。以上、答弁と

させていただきます。

議員（中野 一郎）

アンケート調査の実施についてお伺いします。

ハラスメントの実態を把握する手段にアンケート調査があります。

全職員を対象にハラスメントを受けたことがあるか、自分ではないがハラスメントを受けているのを見聞きしたかを積極的にモニタリングするのです。無記名で行い、原則それを元に個別対応はしないということで、実態を出来るだけ正確に把握することを目的にします。ハラスメントを行っている人に対する一定の牽制効果も期待出来ます。そして、ハラスメント対策に対する職員の評価や注文を聞き、より効果的な対策を打つ参考資料を集めることが出来ます。

さらにそのアンケート自体が一つの啓発活動になるという副次的効果もあります。一人ひとりの職員が自分の行動を振り返り、職場風土を考えるきっかけとなります。職員個人が声を上げることは一定の限界があることを踏まえ、能動的な実態把握が行えるアンケート調査を実施してはどうでしょうかお伺いします。

町長公室長（山下 佐千子）

中野議員のアンケート調査の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ハラスメントの実態把握のためのアンケートについては、昨年度と今年度に記名式での調査を実施しました。

記名式とした理由は、告発があった場合があっても詳細が分からず、対策が出来ないことを避けるためや真実ではない情報が混じることを防ぐ等のためです。

また、今年度は職員の「心の健康づくり計画」の見直しの年でもあり、安全衛生委員会において、見直しに係るアンケート調査が実施され、その中で職場のストレスとして「どのようなストレスを感じていますか」の選択肢に「ハラスメント」を入れ、職員に無記名式の調査を行っています。

今後は、議員のおっしゃるようなハラスメントを行っている人に対する一定の牽制効果やアンケート自体が一つの啓発活動になるという副次的効果を期待し、また、必要に応じて 任意で氏名を記入する欄を基本無記名で毎年実施し、着実に正確なハラスメントの実態把握に努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。ハラスメントは誰か1人でも誤った理解をしている人がいると、そのことが組織全体の大きなリスクとなります。

今答弁頂いたように定期的に職員の教育を行って、ただし一時期を全員が用い、常に全員がハラスメントリスクに対するアンテナを張っている状態を作ることがポイントだと思いますので、今後もきめ細かな対応を行って頂きますよう、よろしくお願ひします。以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

お早うございます。4番、藪内真由美でございます。本日もよろしくお願ひ致します。

令和6年12月定例会におきまして、次の1件について9点ほど質問させていただきます。一問一答方式でお願いします。

自分ごと化会議の進捗状況について、今年の7月6日、8月12日、9月7日、10月14日の全4回にわたって、自分ごと化会議が行われました。

会議には町に住む800名を無作為に抽出し、参加案内を出し、そのうち35名の方が参加しておりました。

私も傍聴という立場で、全回参加させていただきました。テーマが地域交通ということで、高齢ドライバーの事故を防ぐこと、交通機関をどう改良していくのかなどの意見が活発にされていたようでした。

そこで質問です。自分ごと化会議の開催の趣旨の説明と無作為に委員を選定したとされていますが、その方法と参加人数は、どのようなものだったのか教えてください。

また、対象年齢に制限があるようでしたら、最も地域交通を必要とする75歳を越える町民が会議に参加出来ず、会議の対象外とした理由を教えてください。お願ひ致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の自分ごと化会議の主旨と無作為抽出の方法などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年度に実施した多度津町自分ごと化会議については、住民と協働してこれからの地域交通について考えることで、本町の交通に関する課題やニーズの現状把握をよりの確かつ正確に行うとともに行政として新たな地域交通の構築や運営を担える人材の育成、さらには、町民参画による町民主体の地域づくりの推進を図ることなどを目的として開催しました。

なお、藪内議員をはじめ多くの議員の皆様に傍聴という形でご参加頂きましたことをこの場を借りてお礼申し上げます。

次に自分ごと化会議の委員についてですが、令和6年5月1日現在で16歳以上80歳未満の住民800名を住民基本台帳から無作為に抽出し、会議の趣旨説明とともに案内を送付したところ、35名の方から委員の承諾を頂きました。なお、1名の方については会議への出席が叶わなかったため、合計34名の方に委員として会議に参加して頂きました。

無作為抽出の際の年齢要件については、議員ご質問にもありますように高齢者の方々は最も地域交通を必要としており、日常の移動手段の確保にもお困りであると

いうお声を頂いている一方で、全4回の会議に直接お越し頂くことのご負担などを考慮し、また、参加委員から80歳以上のご高齢の家族についての意見も積極的に聞きすることで課題やニーズの拾い上げも可能であることなどを総合的に検討した結果、16歳から80歳未満までの年齢要件を設定することとしました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願いします。80歳未満ということなんですね。失礼致しました。それでは、75歳以上の方は何名参加されているのか、ちなみに性別で教えて頂けますでしょうか。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の自分ごとか会議の75歳以上の参加者についての御質問に答弁をさせていただきます。

多度津町自分ごと化会議の75歳以上の参加者については、委員34名のうち、男性3名、女性4名の合計7名でございました。

なお、地区別では、多度津地区が3名、四箇地区が1名、白方地区が3名、豊原地区が0名でございました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。次に、自分ごと化会議ではどのような話が出たのでしょうか。

また、今回会議の進行を行ったコンサル会社、共催の株式会社パブリックテクノロジーズ、一般社団法人構想日本とは、どのような会社で、どのような役割を担っているのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の自分ごと化会議の内容と共催事業者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自分ごと化会議においては、誰もが使える交通手段としてデマンドタクシーやライドシェアなどの新しい地域交通が議題に上がり、共催事業者からの先進事例の紹介なども交えながら、多岐にわたる議論を行って頂きました。

また、既に本町で実施している「多度津町高齢者福祉タクシー」などの移動支援策についても町から委員の方々へ事業内容の説明を行った上で、各事業の課題や今後の改善策についてもご意見を頂きました。

なお、今回の自分ごと化会議を開催するに当たっては、議員のご質問のとおり、民間事業者2社の協力により実施しました。

1社目が「株式会社パブリックテクノロジーズ」です。同社は、AIデマンド交通の配車・予約アプリの開発、地方自治体に対するデマンド型交通や公共ライドシェアの伴走支援などを行っており、また、全国で複数の自治体において地域交通に関

する実証実験や運行委託などの受託実績がある事業者です。

2社目が「一般社団法人構想日本」です。同社は、非営利型の政策シンクタンクであり、今回の無作為抽出による住民を委員とした「自分ごと化会議」というフォーマットは同社から提案された事業内容で、全国各地の様々な自治体で「自分ごと化会議」を実施し、そこに住む住民が、社会のことや地域のことを「自分ごと化」する活動を支援しています。

なお、今回の「多度津町自分ごと化会議」については、国土交通省所管の「共創・Ma a S実証プロジェクト」におけるモビリティ人材育成事業として民間主導で実施しており、協力頂いている民間事業者が申請主体となり、国に交付申請などを行うことで実施しています。

最後に、その民間事業者2社の役割については、全体の運営及び地域交通に関する知見に基づく提案や事例紹介を「株式会社パブリックテクノロジーズ」が、参加者の対話を深めるための会議のコーディネートを「一般社団法人構想日本」が担いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今後どのような予定で「地域交通」のプロジェクトが進んでいくのでしょうか。お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の「今後の予定について」のご質問に答弁をさせていただきます。

現在の自分ごと化会議の進捗状況については、全4回の会議が終了し、現在、会議で出された意見を取りまとめた提案書の作成を共催事業者と委員において行って頂いています。

今後、令和7年2月6日（木）を目標に提案書を町長に提出頂く予定となっております。提出されたその提案書を基に今後の事業内容の検討を具体的に行っていく予定です。

なお、これまでの全4回での議論を踏まえると今後の本町の地域交通における一定の方向性としては、デマンド型交通の導入であったものと想定されますので、来年度以降でのデマンド型交通の実証実験に向けて、まずはその準備を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願いします。今後、デマンド交通の導入に想定されるとのご答弁でありました。

それでは、ここで申し訳ありませんが、傍聴の方もいらっしゃいますので、デマンドタクシーとライドシェアについての違いなど、今一度、詳しく説明頂ければと考えます。よろしくお願い致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員のデマンド型交通と、こちらでは自治体ライドシェアについての再質問に答弁をさせていただきます。

まず、デマンド型交通とは、地域交通における運行形態の一つで、事前予約制の乗り合い運送サービスということでございます。

デマンド交通は、運行方式、運行ダイヤ、発着地などの組合せにより、多様な運行形態がありますが、一般的には電話やインターネットの予約を行い、希望の時間帯に指定された地点まで車両が迎えに来て目的地まで移動する交通サービスのことでございます。路線バスとは異なり、事前予約が必要である。タクシーとは異なり、個人ではなく乗り合いで利用する。運賃はバスよりも高く、タクシーよりも安いという設定が一般的である。などの点から、路線バスとタクシーの中間的な性質であると言われております。

デマンド型交通は、路線バスやコミュニティバスのような定期定路線型の交通とは異なり、予約があった時のみ運行するという特徴から、輸送効率の改善や費用負担軽減の効果が期待出来、近年、導入するところが全国で増加しております。

次に自治体ライドシェアとは、正式には自家用有償旅客運送と呼ばれ、バス、タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、適切な安全措置を取った上で、市町村やNPO法人などが自家用車を用いて提供する運送サービスを指します。

近年、地域交通の担い手や移動の足の不足といった社会問題に対応するため、この自家用有償旅客運送に係る制度の見直しが国の方で進められております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

丁寧な答弁、有難うございました。

次に学生の方でもケガ等で自転車や徒歩での通学が困難な方、保護者の送迎が出来ない方への利用も可能なのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の利用対象者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁致しましたように、今後、自分ごと化会議より提案書を提出して頂く予定となっておりますので、提案書の内容を精査した上で四国運輸局などの関係機関とも適宜協議を行いながら、利用者を始めとした運行形態などの詳細を正式に決定していきたいと考えています。

なお、現時点では提案書が提出されていないため、事業詳細は未定ではありますが、議員ご質問にありますように、学生の方を始めとして、出来るだけ多くの町民に幅広くご利用頂ける地域交通の形態をベースとして検討を進めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

一日の稼働車両の台数は何台位を想定しているのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の1日の稼働車両台数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程の答弁の繰り返しとなりますが、今後、自分ごと化会議より提出して頂く提案書の内容を十分に精査した上で関係機関とも協議を行いながら、当該事業で稼働する車両台数も含めた運行形態について検討していきたいと考えています。

なお、今回の自分ごと化会議にもオブザーバーとして参加頂いた町内のタクシー会社にデマンド型交通を前提とした稼働台数について参考としてお伺いしたところ

「多度津町で最も需要が多い時間帯は平日の午前中であり、コンパクトな地域柄なども考慮すると1台の運行でも効果的に賄えるのではないか。」といったご意見も頂いています。

そういったご意見なども踏まえながら、来年度以降に実証実験を開始する際は、過大投資とならないよう、まずはミニマムで運行を実施し、実証実験での効果や課題などをしっかりと把握した上で、その先の本格運行に向けて必要な車両台数などの適切な運行形態についても検討を進めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今回、地域交通について町民にどのように周知し利用方法を決定していくのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の地域交通についての住民への周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点では詳細は未定ではありますが、デマンド型交通の実証実験を実施することとなった場合、広報誌への掲載やHPへの掲載などの従前から実施している情報発信の手段はもちろんのこと、全戸へのポスティングや地区ごとの説明会を行うなど制度やその利用方法については、継続的かつ丁寧に説明を行うことで、住民の方々に広く確実に周知を図っていく必要があると考えています。

自分ごと化会議の中でも「せっかく導入しても住民が使わなければ事業が続かない。」といったお声も頂いています。

今後、町として新たな地域交通を導入する際には、出来る限り多くの方に継続してご利用頂けるよう、サービス面と費用面のバランスを鑑みながら運行形態を検討するとともに住民の方々に対して制度や利用方法の啓発に積極的に取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今回の会議において町はどのように評価されていますでしょうか、お伺いしま

す。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の自分ごと化会議の評価についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自分ごと化会議については、無作為に抽出した住民の方々に委員になって頂き実施するワークショップという、本町では初めての試みではありましたが、立場や年齢などを超えて、本町の地域交通という課題に対して、様々な意見を忌憚なくご発言頂くなど、非常に熱心な議論を行って頂きました。

委員の皆様から頂いた貴重なご意見は今後の地域交通のみならず、官民協働のまちづくりを推進する上で大変参考になるものであったと感じています。

また、参加者アンケートでも、ほとんどの方が「参加してよかった」と回答頂いており、「異なる世代の方と話すことが出来てよかった」、「住民が本気で考えていた」などのお声を頂いています。

本町が抱える課題を共有し、地域のことを参加者全員が「自分ごと」として捉えて議論頂ける機会となったことは、これからの本町の行政運営においても有意義であったと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

現在、町の「チョイ来た」ボランティアでの活動の中で丸亀や善通寺へ病院などの希望が多く広域で検討されているようですが、「地域交通」は今後どの範囲まで利用出来るようになるのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪内議員の今後導入する地域交通の利用範囲についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後、自分ごと化会議より提出される提案書の内容を踏まえ、関係機関との協議を行った上で、導入する地域交通の形態やその利用の範囲についても順次決定していくこととなります。

議員ご指摘のとおり、地域交通を導入するに当たっては町内の移動だけではなく、町外の病院や大型商業施設などの施設や店舗への移動手段について一定のニーズがあることは承知しています。

しかしながら、他市町への乗り入れなどについては、本町としての意向のみならず、それぞれの地域の住民や既に交通事業を行っている事業者の方々のご意見などもお伺いしながら、また、本町の財政負担なども十分に考慮しながら慎重に進める必要があります。

現状、町内には行政として提供する交通手段がない状況ですので、まずは、町内の地域交通をしっかりと確立した上で、将来的には近隣市町への乗り入れなどを段階的に検討していくということが最も望ましいのではないかと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

今後「地域交通」以外のテーマで「自分ごと化会議」を開催する予定はありますか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の自分ごと化会議の今後の開催についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨今の人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う税収減の影響などからも効果的なまちづくりや適切な施策の検討をこれまでのように全て行政のみで行うことは困難となっています。

また、これからの時代に即した住民の幸せの向上のためのまちづくりや地域づくりには、町民意思の行政への適切な反映や参画は必要不可欠であると考えており、今回の自分ごと化会議のように、町民参画の促進を図りながら、町民との協働によるまちづくりをより一層推進していくことが重要であると考えています。

今後は自分ごと化会議のみならず、まちづくりや地域の主役である町民の声をより正確に各施策の検討に反映させていくため、自分ごと化会議をはじめとするワークショップなどの特性も踏まえながら、町民参画の機会の充実が図られるよう、各部署・各事業において工夫を凝らしながら積極的にそれらの手法の活用を検討していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。今、実に素晴らしいご答弁を町長より頂きました。

まさしくその言葉を伺えるのを願っていました。

その言葉どおり、住民の幸せの向上のため、地域の主役である町民の声をより積極的に反映させて頂きたいものです。

まだ多くの課題もあることと承知しております。財政難という言葉で政策が滞ることのないよう、お願いしたいと思います。

私は今回、本町で初めての試みである「自分ごと化会議」テーマ、地域交通の在り方、町民の意見を聞くという姿勢を政策観光課の方にとって頂いたことに関して、とても画期的でうれしく思っております。

その中で、意見の中には75歳以上の町民への1万円のタクシーチケット配布は、ばらまきではないのか、とありました。

令和5年度で調べましたら、これは約4,000人の対象者、そのうち約2,000人が利用され、1万円全額利用者は、そのうちの約1,000人とのことでした。

この結果を見ると約3,000人の対象者は自力での交通、または家族援助も含め、何らかの交通手段が、確保出来るということになります。

これには年間約1,800万円。町の財源より捻出されています。

1万円のタクシーチケット配布という、この政策は人口減少、少子高齢化の今の時

代に合っているのか。今後、廃止も検討するなど、新たなデマンドタクシーやコミュニティバスなどの財源の妨げにならぬよう、多度津町に合った交通手段が実現することを願っております。そして、多くの住民が、応援し、期待しております。

どうぞ今後も町民の意見を反映出来るよう、よろしくお願い致します。

以上で、私、藪内 真由美の一般質問を終了します。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。

議場内の時計で10時50分までと致します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は交通困難者対策で本町に見合った交通手段について

2点目は子ども・高齢者の食堂、居場所づくり支援について

以上2点の質問です。一問一答方式でお願いします。

1点目の質問は「交通困難者対策で本町に合った交通手段」についてであり、この関連のある質問は令和5年12月、令和6年3月、そして6月の定例会にも質問させて頂きました。今回で4回目になります。

令和6年3月定例会において町長答弁は高齢化の進行や運転免許証自主返納者の増加、核家族化、コミュニティの希薄化などの影響から移動困難者の交通手段についてのニーズは高まっており、町として交通手段を導入するか否かの検討ではなく、何を導入するのかといった具体的な検討のために実施するものです。

地域に合ったニーズと財政状況を鑑みながら、本町に適した交通手段の導入に向け、取組を進めて参りますと大変前向きな答弁を頂きました。

そして、令和6年6月定例会での町長答弁は「これからの多度津町の地域交通を考える」をテーマにワークショップ「自分ごと化会議」を4回ほど実施する予定です。

町民の方々の日常生活にもとづいた視点からより実態に則した地域交通に関する課題やニーズを話し合うことが出来るものと考えています。

会議の中では課題解決に向けた議論もおこなって頂き、最終的には町に対する提案

書を提出して頂く予定、来年度以降にこの提案書を基に実証実験などの具体的な事業計画を策定する予定で地域交通に向けて事業を推進していきますなど具体的な答弁を頂きました。

ここで質問に入ります。4回のワークショップでの提案書を基にした本町に適した交通事業を伺います。

政策観光課長（吉田 拓也）

渡邊議員の4回のワークショップでの提案書を基にした本町に適した交通事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自分ごと化会議については、無作為に抽出した住民800名の方の中から34名の方に委員となって頂き、立場や年齢を超えて本町の地域交通について熱心にご議論頂きました。

議員にも傍聴頂いた全4回の当該会議は終了し、現在、会議で出された委員の方々からの様々な意見を「提案書」に取りまとめる作業を共催事業者と各委員が中心となって進めているところです。

なお、令和7年2月6日（木）を目標に自分ごと化会議に参加した委員から町長に対して提案書を提出頂く予定となっており、今後はその提案書の内容を踏まえながら、本町に適した「地域交通」の事業について具体的な検討を行っていく予定としております。

会議の中では、既存の移動支援施策については、「特定の必要な人には必要な事業であり継続した方がいい。しかし、対象者の中でも制度にマッチしない人も一定いる」との意見もあり、そこから現状の本町における地域交通の課題を解決するためには、デマンド型交通のような「誰もが使える総合的な交通手段」を導入し、既存の移動支援策の足りない部分を相互に補い合うような環境を整備することが必要ではないかとの意見が多く出されました。

現時点では正式に提案書が提出されていませんが、これまでの自分ごと化会議での意見を踏まえると来年度以降に、まずは、デマンド型交通に関する実証実験を行いたいと考えています。

なお、来年度以降に実施するその実証実験において判明した事業効果や課題に関して十分に検証を行った上で、既存施策の見直しなども含め、その先の本格導入にむけて、本町に真に適した地域交通の在り方を決定していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。具体的なデマンド型の交通実証実験を行いますと答弁を頂きました。

町民の方々の思いが叶うことに共催事業者、また、各委員、職員の方々など、関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。有難うございます。

また、自分ごと化会議を4回実施したことにより、既存の移動支援の足りない、相互に補いあう環境整備をすることがより一層明確になったこと。ワークショップを開催することによって、大いに効果があったと思えました。

それでは、次の質問です。先ほどの答弁と重複する点もあろうかと思いますが、地域交通について今後の事業計画や実証実験について伺います。

政策観光課長（吉田 拓也）

渡邊議員の地域交通についての今後の事業計画や実証実験についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁させていただいた内容の繰り返しになりますが、現在、共催事業者と各委員において作成が進められている提案書を来年2月に町長に対して提出頂き、まずは、その内容を十分に精査した上で四国運輸局などの地域交通に関する関係機関とも協議を行いながら、具体的な事業計画などの検討を進めていく予定です。

なお、現時点で未定ではありますが、来年度以降において、まずはデマンド型交通の実証実験を1年から2年程度の期間実施することを想定し、必要な準備を現在、進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。実は、今日の朝の四国新聞に乗り合いタクシー、来月6日から観音寺の大野原町でありますということが載っておりました。

その大野原町に合った交通対策と思います。

今後は、本町に合った交通対策に向けて、実証実験を行うことに大いに期待しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、本当にこれ、皆さんの多くの私も「チョイ来た」もしておりますが、多くの皆さんからやはり「チョイ来た」は、月に2回しか使うことが出来ない、そういう部分ありまして、全て福祉タクシーにおいても長短あります。

「チョイ来た」も長短があります。

また、今度、どういう風になるのかという部分もあるんですけど、それぞれがいいもの、また、こういうところはちょっとということがあろうかと思ひますので、この3つの大きな柱を選択制が出来るということで、本当に3つ補いながら交通困難者の対策は絶対これから特に必要かという風に思っておりますので、本当に今回、1歩2歩前向きに考えて頂いたことに、私、大変に今感動しておりますし、本当に町民の皆さんが、これを待ってたという風に私は思っておりますので、改めてお礼申し上げます。有難うございます。

そこで、次の質問に行きます。

次の2点目の質問は子ども・高齢者の食堂や居場所づくりなどについてであります。子ども食堂は全国で6,000箇所以上存在し、更に本年度に至っては前年より2割以上の1,040箇所にも増加した事がマスコミで報道されておりました。孤食解消のた

め、また子ども同士、親同士のコミュニケーションの機会・地域の多様な人との繋がりも育む・親や子どもの孤立防止（居場所）など大きな効果があります。

先日、丸亀市の子ども食堂へ見学に行かせて頂きました。

10名ほどの皆さんで行った訳でございますが、家庭的な雰囲気の中で子どもたちも自分からお手伝いを楽しんでおられました。

また、大人の皆さんも子どもとの触れ合いを楽しんでおられ、地域共生のための居場所だと痛感しました。

丸亀市は子ども食堂を実施する団体には補助金を交付する事業を実施しています。

また、フードバンクや地域の寄付の支援も大変に助かりますと話されていました。

その中で子ども居場所づくりの支援内容であります。丸亀市社会福祉協議会、年間10万円程度の補助金、また善通寺市、保健福祉部子ども課、補助金額は1月当たり上限3万円、また小豆島町の健康づくり福祉課、補助金額1月当たり1万円、綾川町、子育て支援課、開催1回につき上限7千円（ひと月当たり上限4回）であります。

自治体により補助金額も異なりますが、子ども食堂が果たす役割は子ども達の健全育成に繋がるものと強く思っております。

地域で子ども、高齢者を含めた子ども食堂を開設してはと言う声が上がっております。

そこで、一般質問に取り上げさせて頂きました。

支援して頂くことで子ども食堂が多度津町全域に広がり、まさに地域共生の繋がる。支え合うことの一環と思いますが、いかがでしょうか。

質問に入ります。

本町において子ども食堂の支援の考えを伺います。町長、答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の子ども食堂支援の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども食堂に関する取組は民間発の取組として子どもの貧困対策だけではなく、食育の推進や地域コミュニティの中での子どもの居場所づくり、法人や地域の方々の社会貢献など様々な側面を持ち合わせており、継続して活動していくことで子育て支援にとどまらず、地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて重要な取組であると認識をしています。

ご紹介頂きました統計数値以外にも認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの2023年度こども食堂全国箇所数調査結果によると全国9,132箇所、2022年度から1,769箇所増加し、香川県で105箇所、前年比で27箇所増加という統計結果もあります。

こうした子ども食堂の取組は、地域住民、各種団体、行政などが力を合わせ、生活課題を解決していくための計画である本町の地域福祉計画の趣旨に沿うものであ

り、大変有難く感じており、本取組がより一層広がっていくことを願うものであります。

今後、子ども食堂の取組を多く行っている先進地で、どのように活動が広がっていくのか関心を持っているところです。

本町としては、子ども食堂を地域づくりのパートナーとして、自主性、自立性を発揮し、継続して活動して頂けるように、どのような支援が必要なのか情報収集を行い、本町の財政状況を鑑みながらではありますけれども支援について検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございます。

子ども食堂、そして高齢者ということになるんですけども、地域の若い方から声が上がりました。

これはすごく素晴らしいことだという思いで、見学に行こうということで、今回正直言って1年前も行っております。

他のところへ、そしたらあまりにもそれが全然、白方地区というのか、この地区とかみ合わない部分があるということで、それはちょっと無理っていう部分が多分にあったものですから、今度丸亀の飯山ということで行ったんですけど、ここだったら地域で頑張るんじゃないか、若い人も一緒になって盛り上げる。地域の活性化に向けて頑張れるんじゃないかということで、このたび一般質問に取上げさせて頂きましたが、実はこれを全国的に調べて見ますと、運営資金が足りないというのか、不足しているというのが57%も上がっておりますので、今回、一部取上げさせて頂きましたが、子ども食堂の実施につきましては、今後、地域の方々の理解、そして、協力っていう部分、まだ、ほとんど総会とか、そういう部分にお話をしながら、前へ向いて進めていかなければならないという分野であります。

例えば白方地区の社会福祉協議会、また、女性クラブのそういった集まりに対して皆さんにお話しして、そしてその上で進めていこうという風に思っております。

そういうことがやはり地域として盛り上がるんじゃないかなという風に思っておりますし、実は、先日、こういうのが送られてきました。

みんなで子どもを育てる県民運動ということで「みんなで子どもを育てる県民運動」は「君が好き！あなたが大事！」を合い言葉に地域の大人みんなで積極的に関わって、子どもを健やかに育ていこうという運動です。

一人一人が出来ることから行動起こしましょうということで、これは白方地区という風に限定はしたくないんです。

限定はしたくなくって、協力体制は白方という部分ですけども、多度津町全域で広がっていけばいいし、参加して頂ける方はどうぞ来て下さいというようなことになろうかという風に私、思っておりますし、これもやはり地域の協力なしでは、前

へ進めないという風に思っておりますので、また色々と新しい事業をするということには大きな色んな面で課題も多くあると思います。

その時に、やはり町としてご相談、また、ご指導等も受けたいと思っておりますので、せっかくこういう前向きな意見が若い人から出たということは、大切にしたいという風に思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

その点いかがでしょうか。高齢者保険課長、お願い致します。一言お願いします。高齢者の食堂の件に関し、再質問をお願いします。

はい。高齢者ということで、子ども食堂というよりもそれも高齢者の皆さんも含めてということになっておりますので、お願い致します。

議長（小川 保）

質問だけお願い致します。もう一度。

議員（渡邊 美喜子）

再質問致します。この件に関しましては、子ども、そして高齢者の食堂ということに先ほど書いておりますので、そういった部分で、どのような考えがあるのか、ちょっとお聞き致します。再質問です。

副町長（岡部 登）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

町長が申しましたように、非常に大切なことは住民とそれから行政、それから議員の皆様方、一緒になって取り組んでいく非常に大切なことだと考えておりますので、今後、検討してまいります。

詳しいことにつきましては、高齢者福祉課長の方から申し上げます。以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今、高齢者の方に関しましては、高齢者の居場所づくりということで補助金を交付しております。

その内容と致しまして、おおむね65歳以上の住民対象の町内の施設において年間を通じて定期的に通いの場を提供する事業を要件としております。

月1回以上実施するもの、1回以上90分以上であるもの。年間を通じての参加者が合計5人以上であること、その要件に満たしておれば、1回につき2,500円の10分の9、2,250円を補助金として交付しております。

令和5年度の実績と致しましては、通いの場として26団体の方が申請されており、おおよそ240万円の補助金を支出しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁、申し訳ございません。急に振ったような形になりまして、一応、この質問は子ども兼高齢者ということで、2つの名前を入れておりますので、申し訳ありま

せん。

居場所づくりのことにに関して関係があるのかなと思いますが、また、今後、そういった形で、お願いする部分があろうかなという風に思っております。

そういった意味で、一応、4月あたりから始めていこうという風に思っておりますので、そういう点、色んなところで情報がありましたら、どうぞ教えて頂ければという風に思っておりますので、よろしくお願い致します。

これをもちまして、13番、渡邊 美喜子の一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

これより、休憩をとります。

再開は13時でお願い致します。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1 時 0 分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。一般質問をさせていただきます。

質問は全部で一つです。一問一答式でよろしくお願い致します。

旧合田邸のことについてです。

先日、合田邸ファンクラブ主催の旧合田邸の限定公開に参加させていただきました。解体保全中の内部を見学させていただきました。

去年の12月にも多度津高校の生徒さんと見学をさせて頂いたのですが、今回と比較すると母屋などはあまり進展がなかったように感じました。今は「えじぷとの間」が中心となって解体保全しているのかなと感じました。

ここで一度、合田邸の流れを確認させていただきます。

旧合田邸は令和2年の2月24日に寄付を受けました。その後、令和3年の3月に町指定の文化財になりました。

そして、「重要伝統的建造物群保存地区」いわゆる「重伝健」の選定に向けて動かれているかと思えます。「重伝健」、そのあとは「歴史まちづくり法」、いわゆる「歴まち法」の選定も視野に入れてらっしゃるのかと思えます。

そのような中で、令和4年度の予算で本通の公民館前の公衆トイレを2,300万円で設置しました。本通の道路を6,400万円で、どちらも国の2分の1の補助を受けて工事をしました。

これらは、「重伝健」の選定に向けて歴史的な景観を形成する町並みを伝統的な建造物だけでなく、周りの環境要素も含めて一体的に保存する必要があるからだと理解しております。

そして、引き続き旧合田邸の解体保全、そして近隣住民の皆さんへの説明をされているのが現状かと思えます。

そこで、1つ目の質問になります。

今後の旧合田邸の解体保全のスケジュールを教えてください。併せて周りの環境整備の予定などありましたら教えてください。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の今後の合田邸の保全及び環境整備に係るスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸、つまり町指定有形文化財「旧合田家住宅（島屋）」10棟3基については、経年劣化や自然災害等による損傷が見られることから、保全工事が必要な状況となっており、現在実施している緊急保全工事及びその前段となる工事を含めると令和3年度から取組を行っています。

なお、令和5年度以降の緊急保全工事は、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等により個人・団体から頂いた寄附金を原資として積み立てた基金により事業を実施しているところです。

これまでの保全工事の内容を具体的に挙げますと「主屋」と「大広間」の荷重負荷を軽減するために屋根瓦を調査した上で瓦を降ろして取り置き、板金による一時養生をした事業、「主屋」と「店棟」にシロアリによる被害が見つかったことを受けて、その崩壊を未然に防ぐための対応として屋根瓦や天井・床材等を調査した上で、それらの一部解体して構造躯体に木製支柱を付加したり、必要な養生を行ったりした事業、「塀」の壁面の剥落を未然に防ぐための対応として、壁面の材質や構造を調査した上で土壁部分の解体と防災シートによる養生を行った事業、そして「離れ」の自然崩落を未然に防ぐための対応として、第1次・第2次にわたる調査及び解体保存の事業を行ってきました。

なお、これらの解体については、後の復元などの可能性も残した文化財的価値を保存するために行われる手法による解体であり、単なる除却や取り壊しとは性質が異なるものであります。

今後の緊急保全工事に関しては、現在行っている「離れ」について、引き続き第3次工事となる調査及び解体保存を進めていきます。

また、令和7年度には、第4次工事として「離れ」の調査及び解体保存に際して判明した建築学・構造学等の学問上の観点による研究の成果等をまとめた報告書の刊行を検討しているところです。

この他、今後の公開活用時に支障があると考えられる「正門」の修繕も検討中です。

これら旧合田家住宅の緊急保全工事の内容や対応時期については、令和4年12月に「旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画」を策定していますが、先に申し上げたとおり、寄附金を原資として積立た基金により緊急保全工事を行っていることもあり、その枠内で対応することが求められているため、年度ごとに具体的な実施内容の見直しを行っているところです。

そのため、現時点では先程申し上げた以外の今後の保全工事については、未定となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問を2点ほどさせていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたガバメントクラウドファンディング、こちらは、85名の方で151万円、集まったと思うんですけども、リターンというか俗に言うリターンというものはされたんでしょうか、お聞きします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず財源につきましては、企業版ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングがございます。

で、まず企業版ふるさと納税、正式には、地方創生応援税制というのは、こちらの方、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは、制度上禁止をされておりますので、こちらの方は通常のふるさと納税とは異なりまして、返礼品や謝礼品などはございません。

ただし、自治体のホームページ等への掲載など企業のPRを目的とした特定等は認められておりますので、ホームページへ掲載をしたりとか、あとは贈呈式を行うであってということの行為は行っております。

ガバメントクラウドファンディングに関しましてもこちらの方は返礼品につきましては、私の記憶の中では返礼品等なかったという風に寄附行為だけであったという風に記憶をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

先ほどの答弁に対して再々質問なんですけれども、クラウドファンディングの際に5,000円、1万円、2万円とかの寄附の項目があったと思うんですけれども、その下のところに返礼品とか品ではないんですけども、お礼状だとか、何かそういうものが、2024年の3月末までに予定されているということを書いてありまして、そのことについて、お礼などを申し上げたのかなということをお聞きしたいです。

政策観光課長（吉田 拓也）

先ほどの藪議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

ガバメントクラウドファンディングに関しましては、お礼状とともに現在の進行、その時点で進捗状況等も資料を作って、送付の方をしておりますが、それに対し

て、いわゆる返礼品と言われるものは、お送りしていないということです。以上、答弁させていただきます。

議員（藪 乃理子）

寄附をして下さった方に、お礼などをしてあるのかなと気になりましたので、質問をさせていただきました。

再質問の2つ目なんですけれども、「合田邸」というのは歴史的な建物でもありまして、現代とは違った古い様式の建造物であるかと思います。一般的な家屋と違ったところがあると思います。

建築価格とはもちろん、構造学的にも学問的に精通した方が、専門家として調査とか研究の成果等をまとめるとありますが、そういうところに関わってらっしゃるでしょうか。再質問です。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申しましたが、令和7年度の事業につきましては、これまでの一連の保全工事に関わっている設計管理の受託業者の方で、建築士の資格を有している専門家の方と私ども生涯学習課の職員、これ文化財の専門職員になるんですけれども、が中心となって報告書の刊行をしていくことを予定しております。

また、内容等につきましては、保全工事の過程で調査研究に関わって頂いた各分野の専門家の先生の方々の所見等も取り入れたものとなる予定でございます。刊行されましたら、また、合田邸住宅の文化的価値を普及啓発にも活用していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

ただ今の答弁に対して、再々質問なんですけれども、そちらの今までずっと調査等をして下さった設計監理の方と業者の方っていうのは、今後も今までの内容もご存じだと思うので、今後もその専門家も踏まえて、この合田邸の解体保全や調査などには一緒に進めていく予定でしょうか。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員さんの再々質問に答弁をさせていただきます。

藪議員さんのおっしゃるとおり、これまで関わって頂いた施工業者でありますとか、設計管理の業者の方には、これからも引き続き関わって頂くことで考えておりますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

2つ目の質問になります。

旧合田邸は町指定の文化財であるにも関わらず、解体保全などに町税を使わないと明言されたのはどうしてでしょうか。企業版ふるさと納税で全て賄えるとお考えでしょうか、お聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の旧合田家住宅に町税を投入しない旨を明言した理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

このことについては、旧合田家住宅の保全活用事業を実施するために必要となる基金を設置するために令和4年11月頃から「多度津町旧合田家住宅(島屋)保全活用事業基金条例」（案）に関して議員各位でご議論を頂く中で、担当課からは寄附金やその運用益のみを基金に積み立てるものであって、一般財源による負担を軽減する目的で設立するものであること。また、緊急性を要する場合には、一部で一般財源を投入することを考えている旨を説明しました。議員各位にご納得頂き、同条例については、令和4年12月に制定されましたが、以降も一般財源を用いることについては様々なご意見を頂きました。

そこで、令和5年3月の総務教育常任委員会において、緊急保全工事に関する一連の質疑応答の中で緊急保全工事については、一般財源を投入しない旨を私から表明させて頂いたものであります。

藪議員がご指摘されるとおり、旧合田家住宅は町指定有形文化財、すなわち町民共有の財産であり、かつ、町有施設でもありますので一般財源を用いるものではありませんが、多額の経費がかかる緊急保全工事については、議員の皆様からご意見及び町の財政状況を鑑みて、私が判断したものであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問です。町長にお聞きします。

合田邸は町指定の文化財にも関わらず、町税を使わない。町税を使わずして、この緊急保全工事のスケジュールや活用に至るまで、そして、そのあとにある目標としている重伝建歴まち法の選定というのは、可能なんでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

私が委員会の中で申し上げたのは、計画緊急保全工事に関しましては、一般財源は使わない。税金ですね。一般財源は使わない。それで企業版ふるさと納税という制度を用いて、緊急保全工事に関しましては、それを使っていく。で、頂きました約6,000万円位のお金だと思いますが、それを今、活用している段階であります。

ただ、先ほども申しましたように、全ての合田邸の改修工事にお金をかけない。一般財源を使わないということではありません。

緊急保全計画というのは、たくさんのお金がかかる予定だったので、それは、町民の皆さん方の税金を使うのはいかなもんかという私の判断で、そのところは、企業版ふるさと納税で何とかやっという決断をしました。

そのような旨で今も進めているところです。ただ、これは先ほども申しましたように、町の文化財でありますので、当然、町が保有している文化財、これは町税を町

の一般財源を使っていくというのが妥当だと思っております。そういうところでは、それを使わせて頂きます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問なんですけれども、今、合田邸の見学をさせてもらってよく分かるんですけれども、今の状態だと活用するにはヘルメットをかぶったりとか、とても安全性が確保出来るものではない状態だなと思います。

この緊急保全が工事が完了しないと活用も出来ないのではないかなと思いますし、重伝建歴まち法っていうのもちょっと難しいのかなと感じておるので、何とか町税も使わずして、ふるさと納税だけの規模で緊急保全工事が完了するのかなと正直疑問に思っています。完了するのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

先ほども申しあげましたように、緊急保全工事に関しましては多額の資金を要するものでありますので、これは、一般財源を使うのじゃなくて、企業版ふるさと納税、それからクラウドファンディング、そのような形で、ご寄附を頂いたものを使おうと今もそれでやっております。

それで、緊急保全工事に関しては、多分それでいけるんじゃないかなと思います。ただ、これだけが全部ではありませんので、これから色んな工事が、もう目に見えて迫っています。

そういうことに関しましては、町の保有する財産を保全改修、補修するものでありますので、当然ながら一般財源は使わせて頂きます。

それと重要伝統的保存地区の指定を受けようと思っておりますが、これはまた別のものであります。合田邸の補修・改修等は、別なものです。町並みを保全していく。歴史のある町並みを保全活用していく。それが、今の事業、伝統的建造物群の保存をして、それからどうするかということになってきますので、合田邸はそのうちの一つのアイテムだと感じております。以上です。

議員（藪 乃理子）

先ほどの答弁で、ふるさと納税で多分いけるんじゃないかなという、ちょっと、大丈夫なのかなと思うような答弁だったんですけれども、次の再質問に移らせて頂きます。

答弁の中に緊急性を要する場合には、一部で一般財源を投入する。この緊急性を要する場合っていうのは、どういう時なのかっていうのを具体的に説明願います。

町長（丸尾 幸雄）

合田邸のことに関して、緊急保全工事以外にも色々と今やっております。今、緊急性を要することっていうのは、それは、今の保全工事のことでしょうか。そのことでしたら、今、一般財源は使わずに企業版ふるさと納税で、今、ふるさと納税を活用させて頂いて、そこで改修・補修をしているところですので、継続して行って

いく予定であります。

議員（藪 乃理子）

私の質問は、答弁の中に緊急保全工事、そのために基金を設立されたと思うんですけれども、また、緊急性を要する場合には一部で一般財源を投入することを考えているという旨の説明をしましたと答弁があったので、この緊急性っていうのはどんな場合かとお聞きしております。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

例えば災害が起こった場合とか、台風が来た時に想定外に崩れてしまった。それから、これは、昨年6月の兼若議員の緊急保全事業の進捗状況と費用の見通しも立たない中、今後どういう風に検討されるんですかというご質問に答弁させて頂いたんですけれども、緊急保全事業は令和5年度から9年度を予定しており、財源を集めつつ、それに基づいた保全事業を行っているということでございますので、その計画の中になような突発的な何か起こったような場合のことを緊急事態という風に申し上げております。以上です。

議員（藪 乃理子）

今の答弁に再質問なんですけれども、台風が来たりとか地震が来たりっていうことで崩れたりしてっていうのが緊急性っていうことだったんですけれども、台風だとか地震でありますと、合田邸に関わらず、多度津の家屋というのは多くが倒壊してしまうと思いますが、やっぱり、住民の方を優先して頂けるんでしょうか。

この一般財源を投入する優先順位として、地震でも他に合田邸以外でも倒れたりすると思いますが、どうでしょうか。

副町長（岡部 登）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

もちろん、それは当然ながら、1番優先されるのは住民の方の命でございますし、生活でございます。そのトリアージにつきましては、当然させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

もう一つの再質問です。町長にお聞きします。

企業版ふるさと納税のことなんですけれども、合田邸の寄附に対して町長がご尽力されているかと思っております。

寄附の際に企業側から何に使って欲しいっていうような指定もあるのかと思っておりますけれども、企業版ふるさと納税の寄附の対象事業というのは、第2期たどつ輝き創生総合戦略推進事業で上げられている対象事業に対して寄附されるものだと理解しております。

第2期たどつ輝き創生総合戦略推進事業には、合田邸の緊急保全事業以外にも、ち

よっと全部は出来ないんですけども、他にも64項目、全部であります。

合田邸以外にも企業版ふるさと納税の寄附っていうのはありますでしょうか、お聞きします。

政策観光課長（吉田 拓也）

藪議員の再質問の方に答弁をさせていただきます。

企業版ふるさと納税、先ほども申し上げたとおり、地方創生応援税制の方では、さつき藪議員おっしゃるとおりで、合田邸の保全事業など総合戦略の中で地域再生計画として記載された事業、こちらの方、国の認定を受けた地方創生に資する事業の取組に対して企業が寄附を行った際に法人関係税から最大で寄附額の9割が軽減される仕組みとなっております。

ご質問のそれ以外の寄附につきましては、今年度も500万円、1社さん、企業名はあれですけども、合田邸に半分、それから町長が行いたい事業に対して残り半分っていう、必ずしも合田邸に限った寄附とはなっておりません。

そのような内容となっております。とはいうものの、今回のご質問頂いている企業版ふるさと納税、大きなところで言いますと合田邸の事業っていうところに、ご寄附頂いているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

今、藪議員の御質問の趣旨は、企業版ふるさと納税を依頼に行く。私が頼みに行った。そのことについてのご質問だと思いますので、それは全て合田邸の補修・改修の緊急保全活用の資金として、企業の皆様方のところへ私が行った時はその旨のことだけでお願いに行きます。

ただ、この全部に企業版ふるさと納税っていうのは、総じて色々なものがありますので、そこには当然活用します。

それは今、政策観光課長が答弁したことなんですけども、今の合田邸のことに关しては、私がお願いに行った企業版ふるさと納税、これは合田邸の緊急保全活用に対するお願いに行きました。

それは、今先ほど私が申し上げた6,000万ちょっといくらか忘れましたが、その金額を申し上げたのは、緊急保全活用に要する資金ということでまいりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

それに対しての意見なんですけれども、とてもたくさん多くの事業項目がある中で他には高齢者のことだったりとか子育てのこと。あとは島嶼部のこと。たくさん項目があるので、出来れば他のところのふるさと納税もお願いして頂きたいなという意見です。

3つ目の質問をさせていただきます。

2023年5月14日（日）に現県知事も含めた多くの方の本通への視察があったかと思

います。その中で、旧合田邸の「重伝健」の選定に向けての意見やアドバイス等がありましたでしょうか。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の県知事等の視察に際しての合田邸や重伝建に関するアドバイスについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、令和5年5月14日に池田豊人県知事が来町され、旧合田家住宅や重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指している多度津町本町地区の伝統的町並みを視察されています。

これらの場所を知事が視察するのは、平成29年に行われた浜田恵造前知事による視察以来のこととなります。

知事が本町の視察にいらっしゃった経緯は、建築・文化関係について知事と民間の方で懇談する機会があった際、本町の旧合田家住宅や伝統的町並みが話題に挙がり、それをお聴きになった知事から現地を視察したいとお申出があったことから、実現に至ったものであります。

視察を終えた知事からは、旧合田家住宅や伝統的町並みをはじめ、保存と活用の対象となる町内の地域資源を有効に活用したまちづくりを進めていくことについて、賛同する旨が示されました。

また、文化財等を活用するためには保存していく必要があるため、国交省等が用意している文化財等を活用するための補助金を保存の段階から積極的に利用することについて推奨があり、そうした動きを知事としても後押しする考えがあるとのことがありました。

なお、旧合田家住宅や伝統的町並みについては、知事をはじめとして国土交通省四国地方整備局や大学教授等の学識経験者及び各分野の専門家等々、これまで様々な場面で多くの方に関わって頂いており、いずれもその価値の高さを認めて下さるとともに、活用を推進していくよう勧奨を受けているところであります。

今後、町内各地区における有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等についても改めてその価値を見直すための取組が必要であるとも考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問が1点あります。町長にお聞きします。

視察を受けて国交省が用意している文化財等を保全活用するための補助金とか、色々なものを積極的に利用することに推奨があったとありますが、国交省や県などに対して補助金などを要望など、その後しましたか、する予定がありますでしょうか。お答え下さい。

副町長（岡部 登）

ただ今の藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

国交省が用意してくれている文化財等を活用するための補助金とか、そういった補助金の申請ということでもよろしいでしょうか。それらについては、今後方向性がはっきりした段階で行おうと思っておりますので、今現在はしておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問になります。

方向性が定まってないので、補助金をまだ申請したりとか要望していないとありますが、町だけで、これほどの規模のものを抱えるには無理があるんじゃないかなと思ひまして、企業版ふるさと納税の今の段階とかで緊急保全工事、今の段階でなぜ国や県に要望をしないのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

物事を進めていく場合は、その場、その時その時に何をするかということと大局的に物を見る必要があります。

そして、ここまでは何年、1年で出来る。これは、あと何年かかる。その時に次のことを計画をしておかなければいけません。

それが、県とか国に対する要望になります。今は、緊急保全のこと。それから、これをいかに活用していくか。ということに今は集中してやっておりますので、今の歴史まちづくり法とか、そういうことに関しましてもこれからの計画になります。その時には、国・県の方に要望を出していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々再質問なるかと思いますが、視察の段階で、価値の高さを認めてもらっていると同時に活用を推進して行くように勧奨を受けてるということ、答弁があったんですけれども、今のこの緊急保全の段階でも使える補助金だとか国への要望というのはないのでしょうか。

副町長（岡部 登）

ただ今の藪議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ここに答弁させていただきましたのは、文化財等を活用するための補助金保存の段階から使えますよという風に県の方がおっしゃった。国の方がおっしゃったということなんですけれども、例えば、合田邸を国の事業を考えた金額とか、そういう風にきちんと保存していくのであれば、何十億とか掛かってきます。

そういう風に出来るのか出来ないのか、それから今、それを緊急保全をして、その方向性をちゃんと作っていかう、そうなった時に初めて使えるお金もありますので、今申請して、それをもらったからといって、それが全て、それでおしまいになる訳ではございません。

それ以上かかるかも知れませんし、それ以下かも知れませんし、今その見極めをし

ておるところでございます。

だから、その補助金申請をすれば、全部片がつくという問題でもないので、その検討を今しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

補助金ですので全部が賄えるとは思わないんですけども、もし、5,000万の規模であれば、その半分、国が2分の1補助して頂けるのであれば、多度津町としてこの財政、予算が厳しい中で2,500万になるということは、とても他の緊急保全が進むので、とても有難い話なんではないのかな。それを何故しないのかなと思って質問をさせていただきました。

続きまして4つ目の質問になります。

今後、町としては旧合田邸をどうしたいのでしょうか。活用方法や実現可能な事業計画をお示し下さい。

生涯学習課長（福田 純）

藪議員の合田邸の今後の活用方法や事業計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧合田家住宅については、これまで答弁しましたとおり、文化財として維持するための緊急保全に注力していますが、文化財保護法に規定されているように文化財は保存し、かつ、活用を図らなければならないものであって、その両輪で動かしていかなければ、後世に正しく継承していくことが出来ません。

そのため、旧合田家住宅についても保存だけでなく、活用についての検討も既に行われている日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落」も生かしながら町並みを活用していくことも行ってきました。

旧合田家住宅の活用については、令和2年度から令和3年度にかけて地元自治会や団体の方々を委員として委嘱した「合田邸の保全・活用に向けた検討委員会」において、既にご議論を頂いています。

同委員会では「合田邸を、この街の帆柱に」をスローガンとして掲げ、国や企業そして町が採用するような事業を実施するとの考えの下、「スポンサーがつく活用案」をテーマとして活用の方法をご提案頂きました。

内容を挙げていきますとイベント広場や居場所づくり等の場として地域住民の交流を促進する交流事業、公開活用や体験活動の場として観光客・来町者の利用を促進するにぎわい創出事業、これらを実現するための経済活動の場とする地域活性化事業などで地域に資する旧合田家住宅の活用方法についてお考え頂いたものになります。

本町では、こうしたご提案やご意見も踏まえながら、緊急保全や修理の進捗状況に応じて、活用方法を検討していきたいと思っております。

なお、緊急保全や公開活用の方策について、教育委員会部局としては旧合田家住宅

の文化財的価値の普及啓発や保全工事の状況を含めた公開活用に努めていきたいと考えています。

旧合田家住宅の草刈り等の日常的な維持管理や小修繕、そして安全性に配慮した状態での公開活用については、現在、一般社団法人合田邸ファンクラブに業務委託を行っています。同法人への業務委託の範囲内での公開を重ね、なるべく多くの方の目に触れる機会を増やしていきたいと考えています。こうした地道な取組が旧合田家住宅への寄附行動の喚起にも繋がると考えています。町内には、本町にしか存在しない後世に伝えるべき貴重な文化財が残されています。

町民の皆様はその価値を見直して頂けるよう、普及啓発に努めるとともに庁内の関係課や民間団体との連携を深めながら、活用の取組を推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

答弁の中で両輪だとありましたが、保全は少しずつこうやっているとは言え、もう一方の活用方法は、いまだ具体性に欠けるかなと思います。

そこで町長にお聞きします。

莫大な予算を投じて改修しました。きれいになりました。良かったです。では、やっぱり済まされないことだと思います。

第1に、やっぱり活用方法が現段階で明確ではありません。有効に活用出来ている未来のイメージが私達町民には出来ません。

10年後・20年後、いや、もっと先の100年後、子どもたちの世代はもっと先の世代まで、ずっと持続可能なのか。そこまでを想像して色々ご決断をされているのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

多度津の魅力、多度津は歴史伝統文化のある町です。その歴史・伝統・文化のある町の基礎的なものは、北前船寄港地としての専修集落としての日本遺産に認定されておりますけども北前船の公益に関することでもあります。

そういう事業の中で、多度津七福神と言われる方が出現しました。

竹田家が3軒、武田家が2軒、そして合田房太郎、そして景山甚右衛門、この7人の豪商が現われて、その豪商が自分の富を活用してインフラ整備、鉄道、四国での鉄道発祥の地となりましたけれども、その鉄道、そして電力、今の四国電力の前身の多度津水力発電、昭和に多度津にありました。

それから銀行、多度津銀行というのが、香川県で初めて私立の銀行が出来ました。

そういう近代産業発祥の地として賑わってた多度津町の施設の中で、現存するのは、合田邸だけです。

それで、その合田邸に価値というものが、今の多度津町の歴史・伝統・文化の中で、これを何とか保存しなければ、後世に伝えるべき、残すべき施設がないと考え

ております。

その中で、合田邸だけを残すのじゃなくて重要伝統的建造物群保存地区の指定も視野に入れて、それは多度津の活性化、賑わい創出のための一つの先ほどアイテムという言葉を使いましたけども、手段として、それを活用していくのが、今の多度津の歴史というもの、伝統というもの、文化というものをもっと後世に伝えていきたい。そのためには、アイテムとなる施設が必要になります。

それは合田邸であり、そこを活用、そこからの重要伝統的建造物群、これは、今からやってることですので、そういうことになるんだと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問なんですけれども、今、物価も上昇してしまっていて、賃金も増えずにやりくりをしている住民の方、たくさんいらっしゃいます。

生活に、とても色々やりくりをして苦労なさっております。

その中で、町民への福祉や行政サービスなども予算が厳しく、不十分ではない現状で文化も歴史も私は大事だと思いますし、見学もさせて頂いて合田邸の素敵なその歴史的な建造物であるというのも十分に理解しております。

この過去のことではなくて、今の住んでる町民に町民の未来に向けて私は持続可能なのか、本当に今住んでいる方々に不十分な状況の中、この合田邸に、これほど何故こだわるのかという風なことをお聞きしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

行政がやってるのは、一つだけのことじゃありません。町民の皆様方の住民サービスを向上して、そして幸せ、その向上を願って行く。求めて行く。それが、私ども行政の大きな仕事、柱であります。

それに加えて、文化、伝統、そういうものを維持し、守っていく。そして、それを生かしていきながら、多度津町の活性化、にぎわい創出、そういうものにも寄与していかなければいけない。

そういう、たくさんやることがいっぱいあります。

これが1番で、これが2番かという風な順位はつけたくはありません。全て同じです。全て大事なことです。

そしてその中で、先ほど申しましたように行政とは何か、それは、住民サービスの向上を図って行って、そして町民の皆様方が幸せに生活出来る。そのような社会を作っていくこと。これが、私どもは公務員でありますので、公務員の務めだと考えております。

それだけではないということをお伝えしたかった訳です。それだけじゃない、今の町おこし、それから、他のスポーツにしても色々なことに関して行政にはたくさんやらなきゃいけないことがあります。

それを順位をつけるっていうんじゃなくて、それを並列に考えてやっていきます。そのために限られた財源、限られた税金というものを、また、国からの補助金、交付金、そういうものを有効に活用していく。

それが私どもの仕事であり、そのことを行っていくことによって、住民の幸せの向上を図っていく。それが私どもの仕事だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

全てが大事ということはもちろん重々承知しておりますがやはり、その中でも優先順位が高い、優先順位をつけられていなければ、それぞれが中途半端になってしまうのではないかと懸念しております。

で、批判ばかりではいけないと思い、先日視察に行きまして、行った先の新宮市でも合田邸のような歴史的建造物っていうのが、チャップマン邸という建物がありました。

この新宮市でも国の予算を使い改修をして、中はW i - F i等の整備を今はしまして、市民がワーキングスペースやイベントなどに利用出来る貸し館として利用、活用がされているそうです。

建物だけを見学に来たりする人は少ないそうです。

例えば、合田邸をきれいにして、活用方法として、ちょっと古くなってきた多度津町立民族資料館とか林求馬邸とかありますが、歴史的な資料をまとめて新しい資料館にするっていうのは、どうかなという一つの提案があります。

ちょっと時間がないので、少し意見を言わせて頂きます。

私は先ほども申し上げたように、合田邸っていうのを歴史的にはとても価値のある素敵な建物だと思います。

合田邸を多度津町を歴史と文化の町、多度津が町として素晴らしいものとしてやっぱり甦らせるんだ。活用していくんだという覚悟がどうしても感じられずに今回このような質問をさせていただきました。

いつになったら活用が出来て、重伝建だったり、歴まち法などに選定されるのか、このまま企業版ふるさと納税でガラガラと補修や保全や改修をしていくのか。やっぱり時代は想像出来ないようなスピードで変化をしていきます。その間も町民はやっぱり現実の生活と向き合って生きています。

今のままでは、やっぱり町民の皆さんが納得して応援出来るような状態ではないと思います。

納得がいくように町民の皆様にも、そして日々奮闘して下さっている合田邸ファンクラブの皆様にも十分な具体的な説明をして頂きたいという要望があります。

重伝建というのは、建物が歴史的なものであるからという理由だけではいけないと私は考えてます。

人口や世帯数の減少を招き、空き家が年々増加しています。どうすれば地域が守れるのか。建物の保存が図れるのか。活性化対策として地域振興が可能かどうかという大きな課題を解消すべきものでなされなければ、町民もやっぱり納得してもらえないと思っております。

何をもって多度津を歴史と文化の町と言うのか。今後、覚悟を持って考えて頂きたいと思えます。

先ほども申しましたが、以前にもますスピードで社会は変化しています。今後も想像出来ないようなスピードで時代は変わっていくと思えます。周りの市町村は時代と共に変化をしていっています。

どうかやっぱり多度津だけが取り残されずに時代に合った町でいられるように、ビジョンと覚悟を持って一つ一つ町のために、町民のために検討して頂きたいと思えます。

以上で、藪 乃理子、一般質問を終わらせて頂きます。

議長（小川 保）

これをもって、藪 乃理子 議員の一般質問を終わらせて頂きます。

次に10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についての答弁をよろしくお願い致します。

最初に前回、一般質問に上げました最後の項目が、時間の都合で十分に質問出来ませんでしたので、再度質問致します。

質問の1点目でございます。町道277号線、早期に推進を。循環道路の整備は、企業誘致する上で重要であると思われませんが、特に町道277号線は県事業として早期に推進していくべきと思われませんが、お伺い致します。また、進捗状況があれば、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の町道277号線整備の早期推進及び進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町道277号線「堀江丸亀線」は、県道丸亀詫間豊浜線「さぬき浜街道」と県道多度津丸亀線を繋ぐ本町の都市計画道路です。

議員のおっしゃるとおり、本路線については先の9月議会の一般質問で答弁したとおり、整備済区間の道路沿線には企業や商業施設などの立地が進んでいることから、企業誘致や災害時の緊急輸送路など本町にとって重要な路線であります。

加えて、今年度に県が公表した将来目指すべき道路の姿を示した「香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョン(案)」として策定しているネットワークの南北軸の一つに徳島県美馬市と中讃地域とのアクセスを強化し、香川徳島両県の連携を図る

「中讃西部南北軸」が計画されています。

このネットワークのうち善通寺インターチェンジから「さぬき浜街道」へのアクセス部分は本町の町道277号線が担う路線であると考えられることから、今後も県の道路事業として早期整備を要望していきたいと考えます。

また、本年10月には県の道路ネットワーク整備長期ビジョン（案）の公表を受け、中讃西部南北軸に当たる国道11号線から「さぬき浜街道」間の道路整備状況や課題等について、県道路課、中讃土木事務所、丸亀市、善通寺市及び本町の各道路担当者で勉強会を開催したところです。

引き続き、県や近隣市町と連携を図り、町道277号線道路整備の早期実現に努めます。

それと町道277号線の整備につきましては、まだ私が町議会議員になる前、ずっと前の時から、この町道277号線が完成してからずっと、この要望を出しているところでもあります。

それが未だに出来ていないということ、それはネックがある訳でありますけども、しかし、それを今は、先ほど申しましたように丸亀市と善通寺市と多度津町と2市1町で、この問題を解決していこうという市長、首長さんの3人の強い決意をもらっているところでもあります。

どうしてもこれを早く早期に実現していきたいと考えておりますので、どうかご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問したいと思います。

これは担当である建設課に質問したいと思います。まず答弁の中で勉強会、各担当者で勉強会を開催した。この町道277号線は、これまで私、16年間を通じまして、今日で17回目の質問になると思います。

その中で、町道277号線は都市計画道路、また、災害、緊急災害の時に、これは人の流れをどうしても避難するために重要な道路である。

また、四国は島国であります。南海トラフ地震が本町の場合では、震度6弱から震度6強にレベルがアップしております。

その中で瀬戸大橋、震災が起きると、やはり点検とか色んなところがありますから、ちょうど神戸の地震の震災の際、なかなか交通手段が整備されなくて1年間は四国は陸の孤島になるっていう感じで強く危機感を感じました。

よって、南海トラフ地震が起きると、やはりこの多度津町は立派な港はございません。大きな深さがあって、物資の輸送には大型化が必要になります。これが接岸される港は、高松市と坂出市とそれから詫間港です。このちょうど中間のところに、やはり多度津町が港と道路とそれから仲多度、善通寺市には、ご存じのとおり、自衛隊がございます。

物資の供給に対しては自衛隊が物資を運びますので、これは極めて重要な道路であると私は認識しております。

従って16回で答弁のうちで16回した折、答弁の中で、三谷課長ばかりではございません。前の島田課長もいらっしゃいました。高島課長もいらっしゃいましたし、竹内課長もいらっしゃいました。全て皆さん、全て答弁を県の方に問合せをして深く検討させて頂きますという答弁を頂きまして、進捗状況はかなり上がってるものと私は思っておりました。

従って今回、各担当で勉強会を開催したというどのような内容であったかということをご再質問致しますので、お答え下さい。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答え致します。

古川議員さんには、もう今回で17回ということで、この町道277号線には非常に熱心に取り組んで頂いていることに感謝申し上げます。

今回、本年度は県が発表しましたネットワークの計画を受けて、先ほど町長からも答弁ありましたように各関係者で勉強会を開催しております。勉強会の内容については、今回道路ネットワークの中讃西部南北軸が現段階では正確なルートは、まだ示されておられません。

そういうところで今、本町や丸亀市が計画しております都市計画道路が、今回、県の策定するネットワーク道路としての機能をどの程度有するか。また、それが現計画とどれ位、相違があるのかいうところを各市町の方で協議をさせて頂きました。今後、この関係する段階的には、まだ始まったばかりですので、この辺り連携をしながら、都市計画道路の見直し等も含めて協議を進めていきたいと考えております。そういうことを今回、勉強会の中で確認をさせて頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問の答弁に対して、再質問ございません。

要望ですけど、大変重要な道路でございます。やはり16年間、本町がずっと訴えてきたと。県が代わって施工するというので、早期の実現をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目の質問に入ります。2. 介護予防、健康日本21第3次の取組について質問致します。

まず初めに、健康日本21第3次とは、日本国民の健康増進を目的とした厚生労働省が推進する国民健康づくり運動であります。

国民が、自身の健康づくりに主体的に取り組むことを基本に、行政は、これを支援するため、昭和53年に第一次国民健康づくり対策として開催されました。

平成12年には、健康日本21の通称で展開し、生活習慣病の予防や健康事業の促進など時代に合わせた健康課題に対応してきました。

しかし、第1次、第2次までの活動では目標値に達したとの評価は、満足度は少なく、現時点で目標値に達していない。改善傾向にあるという意見や変わらない。悪化している。評価困難の評価が多く、効果の実感や実際の活用が不十分であると評価されています。

そこで、健康日本21第3次では、第2次までの課題を改善するために、次の4つの基本的な方向が設定されています。

健康日本21第3次の特徴、4点ございますが、1点目は健康寿命の延伸、健康格差の縮小、2点目は個人の行動と健康状態の改善、3点目は社会環境の質の向上、4点目はライフコースアプローチを踏まえた健康づくりでございます。

以上のように4つの基本的な方向が設定し、少子高齢化や独居世帯の増加、女性の社会進出など人々の生活の在り方は多様化している中、社会において誰1人取り残さない健康づくりの展開と実効性を持つ取組の推進を行うと設定し、ビジョンとして全ての国民が健やかで心豊かに生活出来る持続可能な社会の実現を挙げているのが特徴です。

香川県においても人生100年時代の健康寿命の延伸に向けた健康づくりのため、生活習慣、健康状況、見える化事業を展開しております。

市町村における健康増進計画は、都道府県が設定した目標に基づき、地域に合わせた目標を設定するよう努めるものとされていて、法定計画ではなく義務ではないのですが、市町村単位で事業を策定し、地域に合った活動をしていくことが地域間の健康格差を是正出来ると思っております。

そこで、次の質問に入ります。地域に合った活動をしていく上での本町での実態、特性、問題点を具体的にお答え頂きたいと思っておりますので、よろしくご答弁お願い致します。

まず1点目に、本町での介護が必要とされる介護必要年齢は何歳でしょうか。介護必要年齢とは、要支援を必要とされた年齢でございます。よろしくご答弁お願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の介護が必要とされる介護必要年齢は、何歳かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度において新規に要介護認定の申請をされた方は59歳から98歳までの方で、平均年齢は81.96歳でございます。1番多い年齢層は85歳から89歳までで27.6%、2番目に多い年齢層は80歳から84歳までで22.9%であります。

75歳以上の占める割合が87.9%であり、本町においては75歳から徐々に介護認定申請者が増えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁でございますが、全国平均と多度津町を比較しますと、まず、おっしゃられた1番多い85歳から89歳、27.6%、これは若干、多度津町とあんまり変わりないんですけど、2番目に多い年齢層で、ここに26.2%、これは全国平均で多度津町が26.2%です。若干ちょっと多いと思います。

介護必要年齢、お答え頂いた75歳ですね。これはやはり全国平均では、同等と思われます。これに関連して、あとの2番、3番は関連がありますから、次の質問に入らせて頂きます。

次、2点目の質問に入らせて頂きます。

要介護者の年齢階級別構成割合については、5歳単位でまとめますと40歳から60歳から5歳ずつ刻んで90以上までの5歳ごとの単位で、どのような構成割合になっているでしょうか。お答え願います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の要介護者等の年齢階級別構成割合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年10月末現在における要介護認定取得者全員のうち、一番多い年齢層は85歳から89歳までで24.2%、2番目に多い年齢層は90歳から94歳までで23.2%でございます。

また、要支援の方の一番多い年齢層は85歳から89歳までで25.7%、2番目に多い年齢層は80歳から84歳までで23.4%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次に3点目の質問に入りますが、今、答えられたその結果です。これ、先ほど見せた資料ですが、やはり、この黄色で表したのが、75歳から79歳で要支援となるところ。70歳を超えると黄色で12.9%で全国平均ですから、要介護になるリスクが高いのは、ぐっと伸びる75歳から79歳とそれからまた、あるんですね。

80歳を超えると非常に要介護者が出てくる特性ですね、この言葉にしてみるとよく分からないんですが、図にしてみるとものすごく分かると思うんです。

で、70歳から75歳、このグレーゾーンです。これ全国平均では7.1%なんです。ですから、この間が1番重要であるというのは、この図が示されてると思います。

ちょっとこの関連で、後でまた質問してまいりますけど、次の質問に入らせて頂きます。

3点目です。要介護となった原因・きっかけは、どのようになっているのでしょうか。項目ごとに分類と全体での割合をご答弁お願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の要介護となった原因・きっかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。

要介護認定申請受付時の聞き取りにおいて、申請する理由として1番多いのは、転倒による骨折や身体的な衰えで41.3%でございます。

次に、入院をきっかけに申請される方が30.5%、認知機能面の低下による申請の方が13.4%、悪性新生物を患い介護が必要となり申請される方が5.1%、一人暮らしにより今後の生活に不安を感じ申請される方は2.9%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁で、やっぱり数字ですから、よく分からないと思って。こういう風な資料を持ってまいりました。やはり答えられた印象で、やはり1番トップでございまして、全国平均でもこの青い部分ですね、認知症が16.6%、全国的な平均とは本町とは違います。

認知機能が16.6%ですから、これ、本町は13.4%って言われましたね。本町では、認知機能に対しての色々な施策がされている結果だと思います。また、次に悪性新生物ですね、割合。これ、5.1%。これは全国平均は27%なんですね。ですから、非常にちょっと違って来るんですけど、このきっかけの中で全国平均で言いますと脳血管疾患ですね、いわゆる脳卒中、これが2位。それから骨折転倒が13.9%、やはり、先ほど言われました高齢による衰弱13.2%、町では2.9%、これは、やはり、きっかけに対して本町は色んな策をしているっていう、これが物語ってるんじゃないでしょうか。

これは、私の感想を言わせてもらって、この書類のデータを出して言ったんですけど、次の質問に入らせて頂きます。

4点目は、この要因に対しての要介護となった原因・きっかけに対する対策について、どのようにしたか、お伺いしたいと思います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の要介護となった原因・きっかけに対する対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要介護認定審査の結果を受けて介護支援専門員が本人の状態を確認し、必要なサービスを本人や家族と共有し、サービスに繋ぐようにしています。

リハビリや運動するきっかけが必要な方は通所リハビリテーションや通所介護を利用したり、認知機能の低下された方は認知症対応型通所介護を利用したりしております。

また、悪性新生物を患ったことにより要介護認定を申請される方は医療的ケア等も必要であり、申請時より在宅医療・介護連携相談窓口の相談員が対応しており、迅速にサービスが必要な方には、医療機関のソーシャルワーカーや介護支援専門員と情報連携して訪問看護や福祉用具貸与などのサービスに繋いでいます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今、課長が答えた対応は、このようにしていくべきだと私は思っております。もう一つ付け加えるのであれば、やはり認知症の方や家族の方や癌を患った方に対して心のケア、メンタルケア、これ非常に大事だと思います。

薬物治療とか、それから外科手術ですね。伺いまして効果が出るのは50%位なんです。あと残りは何かと言いますと、やはり心のケアが1番大事だと思います。そこの心のケアの方も今後、治療の過程に取り組んで頂きたいと思っております。これは要望でございます。

次の質問に入らせて頂きます。5点目は本町の健康日本21第3次の取組についての取組を質問致します。先ほど述べました国の掲げる4点であります。本町ではどのような取組をなされていますか、お答え下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

古川議員の本町の健康日本21第3次の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、現在、第2次健康増進計画・第2次食育推進計画を「たどつ いきいき健康プラン」と称して推進しています。この計画は「のばせ健康寿命！つかめ健幸生活！」を基本理念に平成28年度から令和7年度までの10年間を推進期間としています。

国の掲げる4つの基本的な方向の1つ目の「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」への取組ですが、各種癌検診や健康診査事業、健康づくりセミナーなど健康維持向上に向けた事業を実施しています。

また、各地区公民館等での事業実施や町内外の指定医療機関での検（健）診及び休日検診の実施、また、町民税非課税世帯や生活保護法による被保護世帯の方の検（健）診自己負担金の免除など、より多くの方が事業を利用出来るよう、環境整備に努めています。

次に2つ目の「個人行動と健康状態の改善」への取組ですが、現計画において「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「アルコール」「たばこ」「歯と口腔の健康」「生活習慣病の予防」「地産地消」の8分野を設定し、各分野において、自助として個人や家庭で取り組む目標を掲げ、個人で健康状態の改善に向けた行動変容が出来るよう、努めています。

3つ目の「社会環境の質の向上」への取組ですが、現計画では項目として盛り込んでいませんので、次期計画の中で、本町の健康課題等解決に向けた重点目標を掲げ、取り組む予定です。

4つ目の「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」への取組ですが、現計画では「幼年期」「少年期」「青年期」「壮年期」「中年期」「高年期」のライフステージごとに重点目標を掲げ、健康づくりに取り組めるよう推進しています。以

上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問致します。

答弁の中で4つ目のライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの取組ですが、現計画では幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、後年期のライフステージごとに重点項目を挙げ、健康づくりに取り組むよう推進しますっていう風にお答え下さったんですが、具体的に言うとどのようなものでしょうか。例えば、このライフコースアプローチって、ちょっと聞き慣れない言葉ですけど、これ非常に大事なことだと思います。

まず、幼少期ではどんな栄養状態を採れてるんだらうかと。そういう風な指導も必要ですが、少年期の食生活、これは大人になった時に後から高齢化で70歳を超えると、もう顕著に現われて来ることが出ております。

青年期に対しても睡眠の必要性とか、少年期、中年期には、成人病対策でメタボリックシンドロームとか、そういう風なものをやるという分野がものすごい広くてライフコースアプローチというのは、一言ではなかなか語れない問題だと思います。

具体的にちょっとお答えして頂ければ助かりますので、よろしくお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

古川議員の再々質問に答弁させていただきます。

基本理念ごとに分野別にライフコースステージごとの基本目標を設定しております。

例えば、栄養食生活の面でいえば幼年期では0歳から5歳ですが、食べる楽しさを体験し、食への関心を育てよう。少年期6歳から14歳では、バランスのよい食生活を身につけ、感謝の気持ちでおいしく食べよう。青年期15歳から24歳では、バランスのよい食生活を続けよう、壮年期25歳から44歳では、栄養バランスや食事の量を考えて食べよう。中年期では45歳から64歳までで健康的な食生活を続けよう、後年期では65歳以上で自分に合った豊かな食生活を楽しむとしています。

あと身体活動運動では、幼年期では、体を動かす楽しさを体験しよう。少年期では、外で遊ぶことの楽しさを実感しよう。青年期では自分に合った運動を見つけよう、壮年期では、体を動かす機会をつくろう。中年期では、適度な運動を心がけメタボリックシンドロームを防ぐ、後年期では健康のために楽しく体を動かそう。など各項目ごとに目標を設定しています。全部説明すると長くなりますので、以上で、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続いて、次の質問に入らせて頂きます。

6点目です。4点目に質問した原因、きっかけに対して現状を知るため、体力測定を行い、自らの体力を知ることや現状に合わせて機能回復訓練を行うことは、介護

予防において、重要と思われかもしれませんがいかがでしょうか、お答え願います。体力測定を行い、転倒防止やバランス感覚を養うために筋力アップなどは重要で、機能回復訓練を行うことも介護予防の効果は十分にあると思われしますので、ご答弁お願い致します。

生涯学習課長（福田 純）

古川議員の介護予防における体力測定や機能回復訓練の効果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

スポーツ庁は体力について人間のあらゆる活動の基本となるものであり、健康な生活をおくる上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであるとしています。

この「体力」については、活動的に身体を動かすための「行動体力」と健康的に生きるための「防衛体力」の2つに大別されるとされており、一般的に体力測定とは行動体力の機能面を測ることをいい、筋力・筋持久力、敏捷性・スピード、平衡性・協応性、持久力、柔軟性で評価されます。

このうち、筋力・筋持久力及び柔軟性と持久力は、体力要素の中でも健康と深く関連すると報告されており、体力測定を実施することで、これらの体力要素のうち、どの体力が高く、どの体力が低くなっているのかを把握することが出来るほか、その結果を生かして、個人に適した運動内容を選択することが出来るようになるため、健康増進を図る上で重要な役割を果たしていると言えます。

こうしたことを踏まえて、これまで本町ではチャレンジデーや健康フェスタといったイベントが開催される際に高齢者を含む来場者を対象とした体力測定会を実施してきました。

実施に当たっては、体力測定会の実施及び普及を図る「ファミリー健康体力向上アドバイザー」の資格やそのアドバイザーを養成する「ファミリー健康体力向上コーディネーター」の資格を有するスポーツ推進委員の協力を得て行っています。

なお、高齢者については「新体力テスト実施要項（65歳～79歳対象）」や「運動器の機能向上マニュアル」等に基づき、握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち等の項目で体力を測定しており、さらに、その結果に応じて先述した資格を有するスポーツ推進委員や職員が運動機能の向上に繋がる適切な運動の仕方等についての助言も行っています。

生涯学習課としては、体力測定を通じて高齢者を含む町民の皆様の健康増進やスポーツや運動に親しむ機会の創出に繋げようとしているところです。

今後も体力測定の実施に継続して取り組むとともに適切な助言が出来る有資格者の養成等についても推進していきながら、町民の心身の健全な発達に寄与し、その結果を活用して、機能回復訓練や介護予防に役立てていきたいと考えています。以

上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁は、私が調べた部分を全部網羅してました。

やはり、新体力テストっていうのは非常に大事かと思われま。昔から個人が「転ばぬ先の杖」とありますよね。杖とは実際、杖もございしますが、やはり自分の体力を知って個人差色々ございします。

その高齢者の中で70歳を超えると個人差が物すごく非常にバラバラだと思うんですね。高齢者においては70過ぎますと体力の個人差は極めて大きいと思われま。

また、部位の弱体化などにおいて個人差レベルは大きく違ひます。

体力測定によって掴み取ることが出来た測定は、個人多方面から見て効果的。弱ったところを強化するには、どれだけの運動量を定期的に定量化するのに目安になります。

是非、推進していきたいのですが、これは教育課が新体力テスト、これ何故答弁されるか言うたら、これは新体力テストっていうのは文科省がされてますから、厚労省の担当ではないんですね。

ですから、教育課の方で生涯学習課の方で答える。これは高齢者保険課とかそれから健康福祉課とかですね。

結局そのところへその得られた情報をバトンタッチして、こういう風な結果が出ましたよと。個人では、こんなバラつきもありますけど、サンプリングしたんではこんな傾向にあります。

こういうようなデータを生かすべきだと思うんですが、このデータを各健康福祉課、高齢者保険課の方に伝達出来てるかどうか、また、そのデータを生かしているかどうか、これはお二方の健康福祉課、また高齢者保険課の方で新体力テストを行った結果、こんな結果が出ましたよっていうことについて連携がとれてるかどうか、確認させて頂きたい。

議長（小川 保）

今のは、再質問になりますか。

議員（古川 幸義）

再質問です。

時間がかかるようでしたら、次の質問に入ります。

大変重要なことですので、後で聞きたいと思ひます。

7点目の質問ですが、今後、国、県、本町において、介護必要者数の増加が見込まれますが、予測はどのようになっておりますか、お答え願ひます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の介護必要者の増加の予測についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年度策定した第9期介護保険事業計画において、人口推計結果と令和5年の65歳

以上の第1号被保険者の要支援・要介護認定率を基に同認定率の推計を行っております。

令和6年10月現在で実際の認定率は20.3%であり、推計のとおりとなっております。その推計に拠りますと認定率は令和8年に20.7%、その後上昇し、令和17年にはピークの24.6%となり、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年には24.0%となる見込みであります。

国や県においても要支援・要介護者数は、令和17年まで増加する見込みとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

7点目の質問に答弁頂きまして、再質問したいと思います。

やはり、これから増加が見込まれて先ほどの年齢構成でも何歳から何歳までで、特性が現われている。こうする時に体力測定とか個人の筋力がどれだけあるかっていうことをまず測って事業を行う時には、この予算がつけなければなりません。

そのために歳入において、国・県の予算投入が必要です。国・県においても自ら事業プランニングを掲示し、要求すれば必ず要求はとおると思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、地域支援事業、介護保険制度の地域支援事業で一般介護予防事業を行っております。

本町におきましては地域包括支援センターにおいて、高齢者が心豊かに生きがいのある生活を送ることが出来ることを目的に65歳以上を対象に介護予防普及啓発事業を実施しております。

運動による体力向上や地域交流の促進、外部予防知識の普及、地域における自主的な介護予防活動の育成支援に取り組んでおります。

その介護予防教室として実施しております。すまいるライフ教室においては5つのテスト項目を導入し、教室の初回時と10回目の参加時に体力測定を行っております。

体力測定を行うことで単に介護予防教室への参加した効果判定をするだけではなく、客観的に自分の体力や状態を知ることが出来、高齢者の自らが教室の中で自分の目指す目標を設定することに役立っております。

こうした一般介護予防事業として、地域包括支援センターが介護予防教室を行っております。

これは介護保険法で定められております交付金を頂いて今現在も実施しておりますし、今後も続けていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問に対する答弁に対しての再々質問はございません。  
まず、今、介護費の中の特別会計の中で介護費というと大体約27億位です。一般会計が100億ですからパーセントでいうと27%位で、この5年間位でかなり増加する傾向ではなかったかなと思います。25%という介護予防費が適切であるかどうかというのは、やはり、状態を見込んで、その介護予防費で計上、また、計画をお願いしたいと思います。これはもう要望でございます。

それからです。もう一つ要望がございます。事業に対して事業費ですね。歳入がないから歳出で事業が出来ないというよりも、やはりお金がなくても色んなアイデアで色んなことが出来ると思います。

色んな事業ですね。例えば、筋力アップのために家で出来る足上げ運動とか、それから腹筋の運動とか、机に座ったまま要支援以前の方が、家で出来るんです。

その色んなプログラムを配布してあげたり、そうすることによって、ご自宅で自分が好きな時にやるというのを効果があるのではないのでしょうか。これは要望ですので、また、検討の方をお願いしたいと思います。

次の8点目の質問に入らせて頂きます。介護予防に対する意見や今後、介護必要者数の増加に対する住民の意見収集とその反映してもらえるのでしょうか、お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の介護予防に対する意見や今後、介護必要者数の増加に対する意見収集とその反映についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第9期介護保険事業計画の策定前に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

その項目の中で「健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向」では「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」が45.6%という結果を受け、参加しやすい教室づくりや関心のある内容を取り入れた介護予防教室等の実施を心掛けています。また、住民の方の聞き取りでは「参加の申し込みに躊躇する」「その日の気分で気軽に参加したい」という声があり、申込みをしないでも参加出来る教室を開催しています。

事前に申込みをしないことで参加することのハードルが下がり、誰もが気軽に参加できる介護予防教室から別の教室へと繋ぐように工夫しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

最後の質問に入らせて頂きます。

急速な少子高齢化の進展により、高齢者の医療費、介護費の増加が見込まれる中、予防事業は極めて重要と思われませんが、町長はいかがお考えでしょうか。重要施策に取り入れますか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の予防事業の重要性と介護予防事業を重要施策に取り入れられるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、近年、団塊の世代が75歳以上となり、ますます後期高齢者医療費や介護給付費の増加が見込まれるため、特定健診を受診して早期発見早期治療を心掛けたり、常日頃から介護予防を意識した生活をしたりすることが重要であると考えています。

また、介護予防事業については、令和6年度施政方針の重点施策2点目の「少子高齢化対策」として「医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施し、疾病予防・重度化予防と健康寿命の延伸に取り組むこと」をすでに取り入れております。

医療情報を分析し、その結果を用いて介護予防事業に結びつけ、高齢者の医療費や介護給付費の増加を抑制するという取組であります。

この事業を専門とする保健師が、各地域で行っているサロンや高齢者の通いの場、介護予防教室に出向いて健康教室や健康相談を行ったり、医療や健診、介護の情報が全くない高齢者には個別に案内し、訪問を行うことで高齢者の心身の状態を確認し、状況に応じて介護予防体操や教室を紹介したりしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁、有難うございました。今日の一般質問で、1点目で中野議員が女性から見た住みやすい町、まちづくりですね。これを言われましたが、女性が住みたくなるまちって、やはり違う面からいきますと、やっぱり、その介護を必要とする方を介護されてるのは、ほとんどの方が女性なんですね。老老介護の方もいらっしゃいますが、やはり、こういうことを見ると介護の要望が充実されている町には、やはり魅力ある一つの町と考えてもよろしいかと思えます。

先ほど6点目の質問です。生涯学習課から2人の課長に答弁求めたんですけど、やはり、各課で調べたデータに対して連携ですね。これが、せっかく新体力テストを行った結果が反映されなかったら、やったことが無駄になります。

やはり、各課の連携を持って、やはり一つの政策ではございますが、転ばぬ先の杖と申しましたが、未然に個人の体力レベルを知ったり、筋力を知り、筋トレを行ったりすることは、介護される側の本人にとっても介護になりたくないという希望があると思えますので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わらせて頂きます。どうも有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩と致します。

議場内の時計で、3時15分から開始を致します。

休憩 午後3時0分

再開 午後3時15分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

なお、時間の関係のお話ですが、多度津町議会会議規則第9条に会議時間は午前9時から午後5時までとあります。

会議の次第によりましては、5時を過ぎることが予想されております。

もし、延長の場合は、時間をあらかじめ延長するということで、申し伝えておきます。よろしくお願い致します。

次に3番、大平 恭大 君。

議員（大平 恭大）

では3番、大平 恭大、一般質問させていただきます。

まず質問の前に当たりまして、2点、申し上げさせていただきます。

まず1点、まず本日の一般質問は、9月13日の9月の議会の委員会の時に質問しようとしたところ、町の方からは弁護士からの回答を得てからしたいということで回答が得られずに今日に来てという部分の質問と、あと、元々は本日、補助金の話で大変恐縮ですが、また補助金の話申し訳ないんですけども、元々はこの補助金というのは、同じ多度津町から選出されております藪議員が本町の空き家を使って子どもとお年寄りの高齢者の交流の場を造りたいということで、前の健康福祉課長と相談していたところ、B&Gの提供する補助金の制度があるというお話で、寿町の自治会の役員会、あるいは総会に了承を取った上で、話を進めていました。

ただ、町の方からは公募にしたいというお話があったので、公募となったんですけども結果2社、手を挙げて寿町ともう一つの事業者、前は名前を出したんですけども本日は「事業者A」ということでさせていただきますけども「事業者A」が選出されてしまって寿町の自治会、あるいは役員会としては非常に不安に思っているところで本日の質問に至っております。

そういうことで、本日はその補助金の公募の仕方と審査が適切であったのかということを中心質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、1番目の質問に入らせて頂きます。

本年、2024年4月3日付で「多度津町子ども第3の居場所、推進事業の補助金対象者の公募について」という新たな補助事業の公募がありました。補助事業の概略をご説明下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の補助事業の概略についてのご質問に答弁をさせていただきます。  
現在、地域の繋がりが希薄になる中で家庭の抱える困難な複雑深刻化しており、安心して過ごせる場所がなく、孤立や孤食、発達の特性による学習や生活上の困難、経済的理由による機会の創出など孤立してしまう子どもが少なくないことが問題となっています。

「子ども第3の居場所事業」は、困難に直面している子どもたちを対象に自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育成することを目的に学習支援や食事の提供、野外活動など様々な体験機会を提供する学校でも家でも塾でもない子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所を提供する事業で、公益財団法人B & G財団が公益財団法人日本財団と提携して、2018年度から子育て支援事業として拠点設置や運営支援に取り組んでいます。

令和6年8月末時点で第3の居場所を導入した自治体は全国44都道府県、235拠点を設置しており、課題を抱える子どもたちに対して直接的な支援が可能になった家庭のニーズに応じた支援を展開していきやすい学校などの関係機関と緊密な連携体制により、保護者にとっても子育ての課題解消に繋がっているといた成果が感じられているそうです。

「多度津町子ども第3の居場所事業」については、当該事業を町内で実施する団体に対し、開設、または運営に係る経費を補助するものであり、本補助金の財源はB & G財団からの助成金であることから、本町が当該助成金の交付を受けるためにB & G財団からの審査を通過する必要があります。

本事業の実施に当たっては、補助対象事業を公募することと公募に際し、募集期間、選考方法、その他、公募に必要な事項を定めて補助金交付要綱を策定して、これを公表することとされており、令和6年3月21日付で「多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱」を策定して公表しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきます。

多分、概略を説明お願いしますとって質問したんで、ちょっとなかったんだと思うんですけども、補助事業ですので金額ベースでの説明をお願いしたいのと本日、14の質問を出させて頂いてますけども、それについては弁護士さんの確認をとっているのか、あるいは進めて頂いているのかということの規定と事実を教えてくださいませんか。

副町長（岡部 登）

大平議員の再質問にお答えを致します。

14の質問全てに弁護士の回答を聞いたかということでございますが、B & G財団のご質問だという風に伺っておりますので、そのことについては確認をしております

ん。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

大平議員の質問の中にありますNPO法人、条件については、まだ所轄が香川県の方になります。

香川県の方に議会前に問合せしたところ、「まだ調査中です」ということで、まだ公表出来る段階ではございませんということで、県の方の所轄の方の判断をもって弁護士の方もそれがなければ判断出来ないということで、今のところまでお話出来る内容ではございません。

金額ベースの方ですが、設置費用として5,000万円で運営費としては、ちょっと今、今日持ってきてなかったんですけども、諸条件がありまして子どもの利用人数に応じて、そういう機能運営費となります。答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。分かりました。弁護士について確認中だけど答えがもらえてないんで、今、返事がないということで本日は来てたので最初に質問させて頂いたのと、あと金額の方ですけども、町の方からお答え頂けなかったの私の方から答えさせて頂きますと、まず子どもの居場所の土地が自前で必要なんですけども建物を新築する、改修する修繕する、その費用が最大5,000万円出ます。

そして建物が完成後は、毎月、運営資金として120万円頂けます。

そういう補助がついてます。それは3年間続きます。3年間続きますので120掛ける12で1,440万円、それが3年間ですので4,320万円ということで、あとプラス、実は車も貰えますということなので、大方の9,320万円と車というような事業になってます。

我々が3月の議会で説明頂いているのは、その建物資金の補助金ということで、運転資金事業資金部分は、建物が出来てからということで本年度ならないとそういうご判断だと解釈してますけども、まず、5,000万円の事業を国の補助金の事業を本日もするということで、質問を続けさせていただきます。

まず、公募開始に際し町民宛に、いつからどのように公募したのか教えて下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公募開始の広報についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本事業の公募については、令和6年3月議会において令和6年度の当初予算が成立するのを待って令和6年4月3日に公募を開始しました。

公募を実施するに当たり、広く提案を求めるため、本町ホームページにて募集記事を掲載するとともに町公式SNSであるLINE、Facebook、X（旧ツイッター）にて情報発信しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきます。

SNS等で広報したということなんですけども、まず、その日付を教えてくださいませんか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁致しましたとおり、4月3日に公募を開始しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再々質問になります。

大変恐縮ですが、私が今、裁判になっています補助金の時の話になりますけども、その時は町の広報誌にも記載があり、業界団体であるところの商工会議所にチラシを持ち込む。あるいはメールを送る。あるいは個別の企業への通知のような手段としてチラシを用意する。とこういうような手段があったんですけども、今回は、そういう手段はとられていないのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

議員さんが今おっしゃられた広報手段については、利用しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

では今答弁の結論としましては、500万円の時の補助金の事業の時よりも広報のレベルは下がったというような理解になるんですけども、では質問を続けさせていただきます。

まず公募期間は、3月の議会で承認になった後なんですけども4月3日から5月7日までの35日間でした。

5,000万円の補助事業の公募にも関わらず短いと思いますが、町の見解を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公募期間についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたとおり、令和6年度の当初予算成立後の令和6年4月3日に公募を開始しました。

公募期間が35日間であったことについては、令和7年3月31日までに事業を開始しなければならないため、まず本町で補助対象事業者を決定し、B&G財団の担当者によるヒアリングや現地調査等の一次審査、その後、開設費助成申請書類を当該財団に提出して開設費助成内示通知を得られた場合は設計資料を提出し、その結果により開設費決定通知、助成契約締結と手続が進んでいくこととなります。

以上の日程を逆算して、申請出来る期間であることを確認して、今回の募集期間を

設定しました。

また、経済産業省と中小企業庁が共同で運営されているミラサポPlusのウェブサイトで、補助金や助成金などの支援について分かりやすくアナウンスされており、補助金のポイントとして申請期間には限りがあり、1箇月前後である場合が多いと掲載されています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問の4番目に入りますけれども当該補助事業に応募するに際し、事業者はどのような準備をする必要があったのか、教えてください。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の当該補助事業に応募する際の事業者の準備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

応募する際の第一段階として、4月26日までに「事業提案参加申込書」を提出する必要がありました。

さらに、5月7日までに企画提案書等一式として団体の概要、役員名簿、応募の動機・人員体制・事業の取組方針、実施場所、収支計画などを指定書式にて提出し、また、様式添付資料として登記簿謄本、定款、これまでの活動、実績が分かる資料位置図、間取りのイメージ図を準備する必要がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきますけれども、提出すべき様式、第7号で収支計画っていうのがあるんですけども、その中に工事の請負費と外構とか建築電気設備工事、機械設備工事その他の工事ということでいったら、簡単かも知れませんが、やっぱり見積りが必要になってくると思うんですけども、ですから図面を付ければ通ると思えなくて、やはり事業者さんからすれば、まず、公募があるのを知る。そうすると会社の組織もよりますけども、経営会議とか社員と諮ってそれに応募するかどうかを決める。

それで場所をどこに建てるか、あるいは用地をどう取得するか、あるいは既にあるものを使うのかみたいな検討があって、その上で構造上の確認をして建蔽率・容積率みたいなところ、そこは設計屋さんがやるのかも知れませんが、設計屋さんにお問い合わせをし、実際の工事業者の候補のところに見積りを取るみたいな作業が必要になるんだろうと思います。

その上で5番目の質問になりますけれども、今、簡単に示しましたが私の中ではそれ位の作業が要るんじゃないかなと思ってまして、で、回答を踏まえ、再度お聞きしますがなんですけども、35日間でそれに対応することが可能であったと思いますでしょうか。お願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の35日間でそれらに対応することが可能であったと思いますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁を致しましたとおり、今回の募集については令和7年3月31日までに全ての審査を通過して助成までに通知を受けなければならないということで、ここ数年のうちに、そういう事業をしたいと考えておられる事業者であれば、この35日間でも対応可能であったと本町では考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今の答弁なんですけども、多度津町が5,000万円の「子どもの居場所の補助金事業」をやるのをあらかじめ事業者予想している。そういう答弁に聞こえたんですけども、そんな未来予想が出来る町民はいないと思います。

世の中的には色々な補助金があって、そうですね。ウェブを見ると色々な自治体がやってるのは分かると思います。

ただ、それが多度津町で採用されるのかされないのかっていうのをあらかじめ予見するというのは非常に不可能だと思いますし、今回の話も先ほど申し上げたとおり、たまたま、藪議員が寿町の空き家を使って何か出来ないかというのを町に相談した結果、こういう補助金があったっていうことで紹介されたとこういう経緯なので、これをあらかじめ予想して出されたら、それを待って準備してろよっていうような答弁ってのは非常におかしいと思うんですけども、その次の質問をさせていただきますが、実際の応募事業者は先ほど申し上げた2事業者のみでした。

事前の広報活動を踏まえ、補助金事業起案の想定と比較するなど町の見解をお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の応募者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本事業への応募事業者は2者でありました。

議員のご質問にあります事業起案時に応募者を見込むことは困難でありましたが、広く提案を求め、最も適格な団体を補助対象者とする趣旨から子どもために活動出来る団体に、より多く応募して頂くことを希望していたものです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

7番目の質問に入ります。応募した2つの事業者は現職の町会議員に関係のある事業者でした。公募の始まる4月よりも数箇月前から知っていました。

このような公募が公平性を担保していると言えるのか甚だ疑問に思いますが、町の見解を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公平性の担保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所については前述しましたとおり、2018年度からB&G財団が実施している事業であり、今回の募集については今年度内に事業を開始しなければならないことから、同様の事業をここ数年のうちに開始しようとしている団体であれば、情報収集を行う段階で同財団が毎年募集を行っていることや事業実施を希望する自治体が外部団体に補助を行うことで、事業を実施することが可能であること令和6年3月21日付けで多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱を策定して、公表していることは承知されていたことと認識しています。

また、6年前から補助事業を行っている同財団のホームページ上からも誰もが閲覧可能な状況であることから、本事業の方法については公平性が担保されていると認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

公募に関わる質問は大体以上になってしまうんですけども、もう1年3箇月前に私が補助金で聞いたのと基本的に同じで、町の回答も大体同じなんです。

基本的に私は短いと言ってます。で、結局あの時も国に報告しなきゃいけないので、年度で報告しなきゃいけないんで事件性がありましたっていうことで、結局、短期間しかとれなかったとなって、今回も7年度の3月末までに選定してもらわなきゃいけないので短い期間しかとれなかったですっていう話なんですけども、私からすると自分たちの都合で仕事が進んでるようにしか思えなくて、やっぱり町民からすると、やはり色々なニーズがあったり希望があったりしてますけれども、やっぱり多度津町に期待する部分、しない部分と両方ありますが、やっぱりこういう補助金が出るとなったら、やっぱりビジネスチャンス拡大するチャンスなので、やはり等しく公平に知らせて欲しいというのが、まずあると思います。

本来、私があるべき広報というのは、こういう大きな事業ですから、やっぱり一月ぐらいは、周知広報の期間があって、1箇月位検討の期間を差し上げて、さらに3箇月目位に1箇月位の期間で募集をするというような段取りでないと初めて知った人は、4月の3日から5月7日で、まず無理です。

ゴールデンウィークもありますけども、休みなしで公務員やサラリーマンもそうですけど土日休みだし、ここに遊びに行くしっていうところなんですけども、その日程踏まえても35日ありますけども土・日とかゴールデンウィークを考えると実働時間は、もっと短いです。

それで、それを知らずに終わってたとか、知ったとしても、もう5月7日まで出せっていうのはまず無理なので、そうするともう見えない力で町民排除しちゃってるのと一緒なんですよね。これはもう、1年3箇月前の質問の趣旨ともおんなじです。やはり、ある程度大きな事業、これまでにないことをやるのであれば、しっかり周知期間を設けないとほとんどの町民が分からずにこぼれてしまうということを認識して、そこは、やっぱり改善して頂きたいと言いますか、再考して頂きたいと思

ます。

済みません、8番目の質問をさせていただきます。5月17日の審査の結果、NPO法人『A』が選定されました。現在、補助金の交付手続はどこまで進んでいるのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の補助金交付の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。前述しましたとおり、本補助金の財源は全てB&G財団からの助成金であり、補助金の額は当該財団が町に対し、助成を決定した額となります。進捗状況については、補助対象事業者が決定したことをB&G財団に連絡した後、B&G財団による当該事業者に対するオンラインヒアリング、さらには現地調査が実施され、その結果、一次審査通過の連絡を受けたところです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問9番に入ります。「企画提案書作成要領」において団体の概要欄に（商業）登記簿謄本、定款を添付することとなっていますが、登記簿謄本、定款は何の目的のために提出させているのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の登記簿謄本、定款は何の目的のために提出が必要なのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、応募に当たり、様式第3号「団体の概要」の添付書類として「登記簿謄本」「定款」の提出を求めたところです。

様式第3号の内容としては、法人の所在地、名称、代表者、設立年月日、沿革及び児童に関する活動内容について記載するものであり、これら記載内容を確認する資料として前述の資料提出を求めたものであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきます。事業者の出してもらった概要の中に、これまでどのような事業をやってきたのかとか、今後どのようにしていってくるのかっていうのを記載する欄がありますが、事業内容は確認する必要はなかったのでしょうか。お答えをお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に、答弁させていただきます。

これまでやった事業につきましては、登記簿謄本とか定款以外にやってきた事業が分かる資料を添付して頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。再々質問ですけれども済みません。定款と登記簿謄本以外に、これまでやってきた事業分かる資料を添付して頂いているとお答え頂いたんですけども、

それはどんな資料なんでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁させていただきます。

これまで団体が行った事業とかイベントとかの資料ですね。そういうものを数多く提出して頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ですから、提出した資料ということは結局、その事業者が作ったこれまでの歩みのような資料を付けてもらった、そういうことですね。

それは分かりました。じゃあ質問10に入ります。選定されたNPO法人『A』は、令和4年8月5日付、要綱第40号に基づく多度津町まちの再生高付加価値化促進事業補助金事業において、民泊新法に基づく民泊事業を行うべく496万9,000円の補助金の交付を受けていますが、商業登記簿謄本・定款ともにそれに当たる事業の記載、登記がありません。町は審査時にどのように認識していたのでしょうか。

議長（小川 保）

大平議員、確認します。今の町は審査時にどのように認識していたのでしょうかとの質問ですが、どの審査時のことをおっしゃっておりますか。

議員（大平 泰大）

この5月の5,000万円の補助金の審査の時です。はい、よろしいでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の審査時の認識についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたとおり「団体の概要」の確認資料として「登記簿謄本」「定款」の添付を求めたものであり、法人の所在地、名称、代表者、設立年月日、沿革など子ども第3の居場所事業費補助金に必要な審査について適正に行われたと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

で、定款とか謄本に法人がやるべき事業の記載がないということは、この後の質問でありますけども法令の違反であります。

で、本来、町が知り得る立場になれば、やむを得ないんですけども、私がつらつらと令和4年から始まって申し上げたのは、今、私まさに去年大騒ぎした補助金のことなんですよね。

で、その補助金の時に思い起こして頂くと9月の委員会でも許可をとったんですかみたいな質問をしたことあるんですけども、民泊新法に基づく民泊の許可は、その時、オンラインで申請出来ますので取れましたということでご回答頂きましたが、一方で、やはり定款にないというのは、これは問題で。個人であれば、これは生まれた時に、もう年齢に関係なく、高齢者であるなど等しく自然人として全ての権利が与えられます。

議員は成長に従って発生していきます。一方で法人は、定款に定めた目的、事業の目的において事業活動が制限されるという風にされておりまして、その定款にないってというのは非常に問題があると、これちょっと済みません、次の質問になるんで、くどくど言いませんけども町が知り得る立場にあったんですけども、その知り得る立場にあった町が定款にないというのをその時に審査で気がついたのか気がつかないのかを再質問しますけども、お答え頂けますでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所事業につきましては、対象団体として非営利の団体法人であるということが規定されております。

NPO法人でなければならないというものではありませんので、NPO法人で、大平議員がおっしゃる法令違反であるとかいうのは今県の方で調査をしておりますので、第3の場所事業と審査に基づき、審査の方はさせて頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません、再々質問ありますというか、私が確認しているのは、5月に謄本とか定款を受入れた時に町が補助金を出した民泊事業の記載がないんです。

それに、町は審査の時に気付きましたかとお伺いしてるんですけども、お答え頂けますでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

もちろん、その件につきましては、認識しております。ただ、法令違反かどうかについては今、県の方で調査しておりますので、その件に関しては、まだ、その県の調査結果を待っております。以上答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

審査の時に定款、商業登記簿謄本に民泊事業、実際は宿泊業とか旅館業とか書かなきゃいけないんですけど、それでないのは、町は認識してたということで理解致しました。

そして質問の11に入ります。ここから法律の話になりますけれども、民法第34条によれば、法人は定款に定められた目的の範囲内において権利・義務を有するとされており、NPO法人の業法である「特定非営利活動促進法」によれば、定款の目的の変更は所轄庁の認証を受けなければならないと規定されています。

定款に民泊事業の記載が無いということは民法及び関係法令に違反していることとなります。

そのため、NPO法人『A』が所轄庁の認証を受けていないことを見逃し、同法人の定款の目的以外の事業、すなわち、同法人が権利・義務を有しない事業に町の補

助金が交付されていることとなります。町の今後とるべき方針、方策を伺います。  
健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の町の今後とるべき方針、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町のように補助事業として展開する場合の補助対象となる団体は、B & G財団の「子ども第3の居場所」実施・募集要項に、株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の外部団体と掲載されています。

本町での審査で、株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の団体であることを確認しています。

また、本町の子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱第3条において、補助金の交付対象者となる条件として、県内に主たる事務所を置く非営利法人であること以外に民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていないこと。法人住民税、固定資産税を滞納していないこと。暴力団などとの関係がないことが規定されており、当該事業者は交付対象者として条件に該当していますので、適正に審査出来ているものと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問になりますけれども、本来あるべき要綱に、要綱に本来あるべきものがないということだと思ってるんですけども、結局、要綱の3条では、破産とか民生とかやってないとか税金を滞納してないとか暴力団でない関係ないということであれば審査通ってますってことなんですけども、通常の規定であれば、これにもう一つ、法令違反がないことっていうのが普通入る。で、私が指摘してる去年の補助金については、それが第3条に入っています。ですけどもこちらに入っていないで、入っていないがために審査を通過してしまってるというそういう説明なんですけども、規定がないということで、別に審査問題ないんですって言うてるんですけども、法令違反私は明らかだと思ってるんですけども、町もそれは問題なしと考えますでしょうか。再質問お願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

法令違反かどうかを今、県の方で審査しておりますので、今のところ、町の方では法令違反とは認識しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再々質問になりますけども、規定3条に法令違反がないことっていうチェック項目はないんですけども、本来この補助金では法令違反者であっても補助金を受けられるという理解でよろしいのでしょうか。

副町長（岡部 登）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

この第3の居場所事業に民泊事業が必要で、それが記載がないから法令違反に当たるといふ風には我々は理解しておりませんが、それがなければ法令違反に当たるのでしょうか。

再々質問に質問ではないんですが、我々はそういう風に認識しております。

議員（大平 恭大）

質問返しにお答えします。はい。民法34条なんですけども、結局、法人、先ほど申し上げたように人間はと言いますか、個人は生まれながらして全ての権利を等しく持っております。ただし、法人は民法34条の規定に基づきまして、定款の目的の範囲において権利を有し、義務を負うとなっておりますので、例えば民泊の事業の定款がないということであれば、その事業者は、まず民泊の事業をすることは出来ないということになりますから、まず募集をすることは出来ません。

泊めることは出来ません。泊めたからといってお金をもらうことは出来ません。

ましてやその補助金を受け取ることも出来ませんと理解しておりまして、そここのところは、減額といいますか過去の判例も申し上げます。

今の、ちょうど国会でもやっておりますけど法人は献金出来るか出来ないかという話ですけども、一般の営利法人は、定款になくても献金は出来ます。

一方で、非営利法人は、もう判例で決まっておりますけども、献金出来ません。それは何故かというとならぬ非営利法人だから。

一般の法人とNPOで違うのは、何故か。このNPO法人は法律に関わってきますけど、一般の事業会社は営利を目的として、あらゆる努力をする活動する。それで利益を上げて株主等に利益配分する必要がありますので、そのためにしゃにむに働いていたので拡大が支給されてます。

一方で、非営利法人公益法人、NPO法人は、そもそもが税金がかからない団体で、寄附も受けられて、寄附を受けられてというのは寄附をした人が税の控除を受けられるので寄附がしやすい。そういう存在でありまして、本業の目的である本業をやっている分については、申告する必要がないというぐらい税の優遇も受けてる。そういう存在です。

で、民法34条とあと関係法令NPO法人法と言いますが、でいくと、そういう恵まれた環境にありながら、その他収益事業をやって本業にマイナスの事業をやってはいけないということで、NPO法は、あらかじめ役所に新しい事業をやる場合は届出を出し、これも届出を出した時に、まず、縦覧されます。

全国ネットに公開されて日本中全ての人が見られる状態になって、この会社が新しくやろうとしていることに意見のある人がいますかっていう縦覧期間があります。

その上で問題がないとか事業計画とか問題ないとなれば認可がおりて、認可が下りると直ちに定款の変更をして2週間以内に登記をし、登記が終わった旨まで報告す

るという風にNPOもされてまして。やっぱりちょっと一般事業法人とは違う扱いをされている。それをNPO法で定められていてこの2つを合わせて考えると、まず、そもそも民法34条、本来とるべき事業の許可をとってないとか、定款にないっていうのは、普通はその事業会社がやってる人からすると考えられないことだと思うんですけどもその辺のところは、逆に役所の方も理解していかなきゃいけないのかと思います。以上です。

副町長（岡部 登）

ただ今の大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

済みません。色々説明して頂いたんですが、私が申し上げたかったのは、第3の居場所事業で民泊事業しないんですけど、それでも定款に必要なのかそういう風なことで考えております。

議長（小川 保）

反問権はありません。

議員（大平 恭大）

一応、公募という形で私が言いたいのは、公募という形で審査が行われています。で、法令違反のある会社と法令違反のない会社が手を挙げて法令違反のある会社を選出されて、法令違反のない会社が落選している。だから、それがおかしいんじゃないですかと言ってるんです。以上です。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱の第19条の方に交付決定の取消しということで規定されておりまして、補助金を交付することが特定と認めるときということで、その交付の取消しが出来ます。

補助金の返還ということで、第20条の方にも規定がありますので、重大な法令違反とかになりましたら、そういう19条や20条の適用という場合も考えられます。法令違反かどうかについては、まだ結果の方が出ておりませんので、町の方では判断出来かねておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

結局、町の方では法令違反かどうか判断出来ないとそういうことだと思いますけれども、やはり審査をする時に、やっぱりその知識が要るんじゃないかなと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、12番に行きます。5月の審査に際してもNPO法人『A』の法令違反を見逃し、他の事業者を落選としたことは町の落ち度と考えます。町の今後とるべき方針、方策を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の町の今後の方針、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたB & G財団の「子ども第3の居場所」実施・募集要項にあります株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の外部団体であること。

また、本町の子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱第3条において、補助金の交付対象者となる条件として、県内に主たる事務所を置く非営利法人であること以外に民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていないこと。法人住民税、固定資産税を滞納していないこと。暴力団などとの関係がないことが規定されており、当該事業者は交付条件に該当しているものと認識しています。

以上を踏まえ、B & G財団より本町への助成が採択された場合は、適切に補助金交付の進めを進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきますけども。町は、私の指摘は法令違反に当たらないという認識なので、念のためとなっちゃうんでしょうけどもB & G財団には私の指摘しているところの民泊事業が定款にありません。当方ありません。等のお話は、お伝え頂いてるんでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

B & G財団の方にも伝えており、B & G財団の方でも県の判断を待って、また、色々判断をする旨を連絡して、B & G財団さんから連絡を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

法令違反も色々あるかと思うんですけどっていうか、一応ここは公の場なので、指を数えて申し上げませんが、私は別に民泊新法がないということだけを法令違反だと言ってるんじゃないかって、そのほか色々ございますので、因みに私の所感ですけども、この会社は平成31年3月までは、まともな感じでした。

というのもちゃんと平成31年3月には、介護用品販売事業っていうのは、きちんと定款に載っています。

当然、登記もされています。そして税務署に届出をして、ちゃんと法人住民税均等割も払っていますということなんですけども、それ以降の新たな事業について色々やっているようなんですけども、一切定款に動きがないというところで、非常に私は不信感を持っています。並びに経理についても、ややちょっと私として疑問に思うところあるんですけども、税金の中で、例えば固定資産税とか住民税に延滞がないということになるんですけども、仮の話でお伺いしますけども、正しく申告してなかった場合、税金が正しく申告されなかった場合、それは法令違反と言いますか補助金の対象になるんですか、ならないでしょうか、お答え頂きます。再質問です。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど、紹介致しました補助要綱の中に虚偽の申告をしている場合には補助金の返還、取消し決定の取消しという規定がありますので、虚偽の申告をして滞納が判明した場合には、補助金の取消しや返還命令になると思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問 13 に入ります。事業者『A』に対し、斯かる事態となったことについて聴取していると思いますが、その内容を教えて下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の事業者に対し、斯かる事態となったことについて聴取していると思いますが、その内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第3の居場所事業については、斯かる事態もなく申請手続が進められていると認識していますので、斯かる事態となったことについての聴取はしていません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

お答えとしては、いわゆる問題事項が何も発生していません。何も聞いてません。こういうことだと思うんですけども、少なくとも9月の13日の委員会では、法令違反があるんじゃないですかというお話をある程度チラッの世界ですけどもさせていただきました。

で、あるいは審査の時に民法上がないっていう、気がついたのであれば、普通おやっと思うんだと思うんです。

私も元々銀行員なので、審査ばっかしやってましたので、やっぱりあるべきものがなかったら、おやっと思えますんで。おやっと思えば、これはどうしてこうなるんでしょうかとか事情を聞いて今後どうするのか、聞くって当たり前なんですけども町としての認識としては9月の13日に認識し、遅くともした。あるいは、もう今日のは、質問で聞いたのは、もう5月にしてましたということなので、それで今日まで何も聞いてないっていうのは違和感があるですけども、なぜ聞こうとしてないのかっていうのは、愚問かもしれませんが、お答え頂けますでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどから答弁させて頂いておりますとおり、法令違反かどうか県の方で判断しております。審査しておりますので、今のところ、町の方では聴取しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再々質問になりますけども、では一応、現状、町としては法令違反を認めてないってことなので、今後も事業者『A』に対して補助金を出し続けるつもりなんですし

ようか。お答えをお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

補助内容にもよりますが、補助内容に適合した団体であれば、補助金を交付することは可能だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

最後の質問 14 番目の質問させていただきます。

法令違反を全く認識してないので、さらに愚問になりますけども町の再発防止策をお伺いします。

議長（小川 保）

本件は、健康福祉課長、山内君が回答するよりも、むしろ、副町長の方で回答願った方が。と言いますのも健康福祉課長の山内君の回答については、子ども第3の居場所ということに対する助成金であります。再発防止策っていうのは今後の大きな問題、テーマの一つであろうかと思っておりますので、出来ますれば、岡部副町長の方からのご回答頂いた方がよろしいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご免なさい。回答の方向性としてよろしいでしょうか。

議員（大平 恭大）

はい、大丈夫です。

副町長（岡部 登）

大平議員の再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所事業の審査について適正に行われていると認識しています。

また、事業者が補助金等を得たのは、行政の補助金のスキームに何か不備があったということではなくて、提案された内容を真剣に、みんなが審査した結果そういう風になったという風に我々は考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。もう総括させていただきますけども、一般的に契約というのは当事者間においては有効です。ですから、口約束でも何でも成立します。

で、一方で、その口約束とか当然紙において約束してないこと、じゃ、それで揉めたらどうするのか。それで、答えに困ったらどうするのかってなると、そのために法律とか条例とかってというのがあって、当事者間の取り決めで決められないこと、あるいは足りない部分は法令で補ってその法令に従うというのが一般的です。

で、今回の答弁は、結局、要綱に法令違反をチェックする要綱がないので、法令違反があったとしても補助金が出るのは審査として問題がないと。こういうお話なんですけども、基本として言えば、私は法令にないことについては法令に従うべきだと思っておりますので、法令についての追求ってのは、引き続きさせていただきますので、大変恐縮ですけども、もし、これでそのままお金が出ることがあったら、私のこれ

までの経験と言いますか、これまでの行為を見て頂いたら分かるかと思えますけども、また個別の対応をさせて頂くことになろうかと思えますので、引き続き、よろしくお願ひします。3番、大平 恭大、一般質問を終わらせて頂きます。

議長（小川 保）

これをもって、3番、大平 恭大 議員の質問は終わります。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。12月議会の一般質問をさせて頂きます。

1. 再生水事業の廃止について
2. 蛍光灯のLED化について
3. 幼稚園、小学校の統廃合について。

以上、大きく3点を一問一答方式でお伺ひ致します。

まず、再生水事業の廃止について。

令和6年第1回3月定例会の一般質問で再生水事業について質問させて頂きました。再生水事業の事業内容や現在でも年間2,000万円以上の経費が掛かり、その多くが設備維持費であることが解りました。

再生水事業の廃止について、次の4点について質問致します。

まず1つ目です。再生水の送水を一度止めて効果を検証することをご提案しましたが、その後の関係機関との協議の状況について、お伺ひ致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の再生水事業の廃止に向けた関係機関との協議の状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和6年5月27日に実施した多度津町地域用水機能増進活動本部会において関連する水利組合の総代等に対し、農業用再生水の運用に関する現状と今後の見通しを説明させて頂きました。

この中で、各種施設の経年劣化による維持管理経費の高騰や各池への送水量、農業用水としての需要の観点から、今年度、千代池からの送水については原則行わないこととし、これをもって効果の検証を行いたい旨を伝え、濁水等農業用再生水の必要性が高まった際には送水を再開することを前提条件とし、千代池からの送水を一時的に停止することに同意を頂きました。

なお、協議の場において各水利組合より農業用再生水の日常的な依存度は高くないものの、香川用水の取水制限は毎年のように行われており、非常時に備えた農業用再生水の存続を希望したいが、止むを得ず廃止する場合は代替措置を検討して欲しいというご意見を頂いています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

次の質問にいきます。再生水の送水を一度止めて、効果を検証するお考えはない

のでしょうか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の再生水の送水を一時止めて効果を検証してはどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

先に答弁しましたとおり、今年度は原則として千代池から各池への農業用再生水の送水は行わないこととしていました。

しかしながら、8月に一部の池の水位が低下したことから管理者より送水の依頼があり、以降10月まで依頼のあった池に対して水位を維持するための送水を実施しました。

農業用再生水の必要性の検証については、天候の影響が大きく、特に早明浦ダム周辺や各水源の供給元である讃岐山脈への降水量に左右されるため、複数年にわたって行う必要があることから、引き続き、データの収集に努めていきます。

また、検証結果が得られたとしても翌年度渇水が発生しない保証はないことから、農業用再生水の代替となる水源の確保や渇水時の農業収入の減少に備え、全国農業共済組合連合会が提供する収入保険への加入促進など様々な方法を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。令和6年度の総受水量の状況についてお伺いしたいと思います。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の再質問に対して答弁をさせていただきます。

各池への送水量につきましては、まず葛原新池、こちらに対して1,394トン、次に要池、こちらに対して4,019トン、最後に要新池に対して7,353トンを送水致しました。

このうち、葛原新池と要池につきましては、想定を超える水位の低下が見られたため、緊急の送水とさせていただきました。

要新池につきましては、四箇小学校の児童が行っております古代米の栽培について送水をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の3点目です。再生水の影響ばかりではないでしょうが、葛原の千代池にはホテイアオイが繁殖しています。

千代池に隣接する中池は水面が見れない程、一面を覆っています。

ホテイアオイは南アメリカ原産の多年生の浮遊植物であり、日本では重点対策外来種、日本の侵略的外来種ワースト100にも指定されています。

2020年高松市の春日川では大量繁殖し、川幅約35mの水面を約2kmにわたって埋め尽くしニュースになりました。

繁殖力が強く、繁茂したホテイアオイは開水路等では通水障害を引き起こす被害の事例もあるようです。

このままでは千代池から送水している他の池への影響もあると思いますが、ホテイアオイの回収についての町のお考えをお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

兼若議員の千代池、中池のホテイアオイの回収についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にもありました高松市の春日川では、令和2年にはホテイアオイが、令和3年と4年にはヒシが大量に繁茂し、問題となっていました。

本町においても中池ではホテイアオイが千代池ではヒシが例年初夏から秋にかけて繁茂し、特に中池のホテイアオイは、年によって水面を完全に覆いつくすこともあります。千代池から水路への流出を防ぐため、フェンス等を設置して対応しており、また、各池へ再生水を送水するための取水口は底樋であるため、水面に浮かぶホテイアオイ等が影響する可能性は低いと考えていますが、大雨等の際に洪水吐に詰まる等の危険性があり、対応の必要はあると考えます。

例年、5月上旬から中池の水面に小規模なホテイアオイの群生が発生し、これが気温の上昇に伴って範囲を広げ、夏には水面を覆いつくすほどに増えます。

また、根が底の泥に到達すると水上に出ている草丈が一気に伸び、最大で150cmにも達します。気温が下がるにつれて萎れ、冬には完全に枯れてしまいますが、大量の枯れたホテイアオイが悪臭の原因になるなど別の問題も生じます。

大きく成長してしまうと回収や処分に係る費用・労力が相当なものとなるため、5月上旬、個々のホテイアオイが小さく小規模なうちに回収することが効果的ですが、その後も上流からの流入や回収しきれなかった個体の繁殖により定期的に回収を行う必要があります。

さらに7月以降は地元水利関係者も農繁期に差しかかり、また気温も上昇するため、定期的、継続的に行うことにも限界があります。

また、町職員による作業も同様に限界があることから、今後、効果的な回収のタイミングについての情報収集や費用の試算等、必要な対応について検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。再生水事業を廃止することにより、使用していた経費を道路整備や子育て等の町民が求める事業に役立てるお考えはありませんか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の再生水事業の廃止に伴う予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、令和7年度当初予算の編成作業を行っている過程で住民サービスの向上のための各課からの予算要求を確認しているところであります。

その要求内容は、生活環境の向上のための事業やインフラ整備、また、子育て支援や高齢者支援など多岐にわたっております。

同予算編成は、昨今の大幅な物価高騰や政局の混迷などの影響で厳しい編成作業を強いられておりますが、必要な事業と不必要な事業を見極め、適切な予算編成を心掛けています。

質問中の再生水事業に関わらず、役割を終えた事業を廃止し、その事業に要していた経費が不要となった場合は、子育て支援を始めとする福祉サービスの充実や道路・排水路等のインフラ整備など住民の皆さんが望む事業へ予算を配分するよう適切な処置に努めたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

無駄な事業は止めて、是非とも有効活用して頂きたいと強く願います。

次の質問に移りたいと思います。

蛍光灯のLED化について、地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染やそれによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指す国際条約の「水銀に関する水俣条約」の第5回締約国会議が2023年に開催され直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止（但し使用と販売は許可）、水銀を使用したボタン型電池や化粧品、水銀含有触媒を使用するポリウレタンについても2025年末までに製造や輸出入を禁止、水銀で汚染された廃棄物の基準値を15PPMとすることで同意されました。これにより、蛍光灯製造メーカーも生産終了を打ち出しております。そこで次の4点についてお伺い致します。

まず1点目です。町管理施設のLED化はどの程度でしょうか。お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

兼若議員の町管理施設の蛍光灯のLED化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町管理施設のうち、約15%がLED化を完了し、25%が一部実施、約60%が未実施となっております。

LED化が完了しているのは、役場本庁舎、地域交流センター、多度津中学校、豊原校区及び四箇校区の四つ葉クラブ、道福寺公園、本通公衆用トイレなど比較的新しい施設や計画的にLED化を進めてきた町営住宅の共用灯などです。

その他の施設については、蛍光灯が点灯不良になり次第、LED化を実施していますが、未だLED化に至っていない施設が多い状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

まだLED化がされてるのが60%ということで、非常に高い比率だと思いますが、

次の質問です。

LED化の予定はどのようになっていますか。お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

兼若議員のLED化の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

LED照明は長寿命で省エネルギーですが、施設の照明のLED化には工事費を含めた導入コストが高く、予算が限られている中、早急に多くの照明を交換することは難しく、すべての町管理施設でのLED化が完了する時期は未定です。

小学校などの教育施設については補助金等も活用しながら、順次、計画的に各施設のLED化を進めたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再生水事業を止めれば、すぐにでもLED化が出来ると思っておりますので、LED化を早期に実現して頂きたいと思えます。

物がなくなってしまうから、どうしようこうしようというのでは遅いので是非ともご検討頂きたいとお願い致します。

次、3点目です。自治会管理の防犯灯のLED化については、現在12,500円の補助金がありますが、まだまだLED化が進んでいないのが現状です。補助金額及び予算額を上げてLED化を推進すべきと思いますが、お考えをお伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

兼若議員の自治会管理の防犯灯のLED化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町では自治会が設置し、維持管理する防犯灯について支援を行っています。

自治会が維持管理する蛍光灯の防犯灯が球切れになった際には、町が蛍光灯の交換費用を負担しています。

また、自治会が維持管理を行うLED防犯灯を新規に設置する場合と自治会が維持管理する防犯灯を蛍光灯からLED灯に更新する場合は、防犯灯設置補助金要綱に基づき、自治会に防犯灯設置補助金12,500円を交付しています。

補助金の交付実績は令和3年度70件、令和4年度68件、令和5年度69件で、各自治会に同補助金を活用して防犯灯のLED化を進めて頂いている状況です。

LED防犯灯の器具の価格が以前に比べて安価になっている状況から、補助金額及び予算の増額等の予定は今のところありませんが、補助金額の活用について自治会に対して丁寧な説明を行い、防犯灯のLED化を推進し、夜間の犯罪や事故等を防ぎ、明るく住みよいまちづくりに取り組みたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4点目です。防犯灯の設置や管理は自治会に委ねられています。

農作物への影響や住居への影響などの問題はありますが、通学路に防犯灯や街路灯

が無く、日が暮れの早い冬場は「怖い」との話もよく聞きます。県道や町道に街路灯を増やすことについてのお考えをお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の県道や町道に街路灯を増やすことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県道や町道に設置している街路灯については交差点や横断歩道において、道路利用者の存在を車両運転手に認識させる必要がある場所や道路の見通しの悪い場所、幅員減少部など道路状況を明確にする必要があるような場所に道路交通の安全と円滑化を図るため、周辺住民の同意を得て国土交通省が策定している「道路照明施設設置基準」に基づき設置しているものであります。

また、建設課管理の街路灯設置状況については、県道から町道に移管された時に設置されていた街路灯が多く、町施工で設置した街路灯は、多度津駅前など交通量の多いところや町内の主要路線の道路交通において安全確保を図る必要性が高い道路に設置したものです。

街路灯には「防犯灯」と「道路照明灯」があり、街路灯の設置要望があった場合には、道路の構造上において道路の見通し等周辺の状況や利用形態の調査、必要性などを検討協議していますが、要望については防犯目的の街路灯であることから地元自治会に設置に関する説明を行い、防犯灯を所管する総務課の補助金を活用して設置して頂いているところでございます。

現在、建設課が管理している道路照明灯である街路灯については、灯具の取替えが必要となる街路灯から順次LED照明器具に更新しているところであり、今後も道路利用者の方が安全で安心して利用して頂けるよう関係機関と連携し計画的な街路灯のLED化に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

それでは3つ目、幼稚園、小学校の統廃合についてです。

教育委員会においては、これまで平成30年7月に策定した多度津町立幼稚園、小学校の適正規模適正配置に係る基本方針に基づき「民有地を取得し整備」、「既存園を拡張し整備」、「町有地を活用し整備」の3つの整備方法から6候補地を選定し、比較検討の結果、教育委員会としては「本町の地理的中心地に民有地を取得し、整備する案」と「多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し整備する案」の2つに絞り込み、令和3年度には詳細な検討を行うため、具体的な施設整備計画及び費用等の資料を作成され、令和4年第2回定例会の総務教育常任委員会において「多度津町立幼稚園再整備計画検討業務の報告について」で報告頂きました。そこで次の3点について質問します。

まず1点目、報告を頂いてから2年半が経ちますが、その後はどのように進んでいるのでしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の報告を頂いてから2年半が経ちますがその後はどのように進んでいるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がご指摘された「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」の決定後、令和2年度には教育委員会内で幼稚園適正配置については「本町の地理的中心地に民有地を取得し、整備する案」と「多度津幼稚園と多度津小学校用地の一部を取り込み拡張し整備する案」の2案に絞り込み、令和3年度に2案について比較検討を実施しました。

その結果を令和4年6月議会の総務教育常任委員会で報告し、教育委員会としては町の地理的中心地に建設する案で実施したい旨を説明しました。

幼稚園の統合については、その後も毎年度、政策企画会議において議題としましたが、町の財政状況を鑑みて、基本設計、詳細設計に移れていない状況です。

令和5年度の協議においては、建築のため必要な財源を確保するために「多度津町学校教育施設等整備基金」に積み立てることとしました。

本年度においては、4月1日現在で就学前の幼児の数が減少していること、また、基本方針を決定してから5年の歳月が経っているため、新たに副町長をトップとした全課長が参加する「政策企画調整会議」において、現状の計画のままでよいのかを含め議論を開始していますので、計画の進捗や変更がありましたら、報告します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

1点だけ再質問させていただきます。

基本方針としては、本町の地理的中心地に民有地を取得する整備案が第1案ということなのですが、大体想像があの辺かなという風には私の頭の中にはあるんですが、早く結論を進めていかないと、あの辺りがいいなあと思った時にも虫食い状態になって土地がなくなったなというような感覚になるんじゃないかと危惧しておりますが、そういった危惧はないのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会としては建設のA案、つまり、多度津町の中心部に土地を買ってということで、そのことを申し上げた時に良さやや懸念されるというところを話したと思います。良さというのは園舎・園庭などが非常に選択肢が広がっているとか、そして魅力ある園舎が造れるであろうとか、それから現状の幼稚園や小学校の教育活動に支障を来すことがないとか、そういうことがありました。ただ一つの懸念としては、町有地でないために、やっぱり、その辺りが売却されてしまうという懸念があります。

ただ、その辺りのところは十分承知はしております。そのために色々と政策企画会

議等でお話をしていった訳ですけれども、令和5年以降、色んなところでお話をしていたところですが、先ほど申し上げましたように財政状況という点のところの一つあると思います。

町内には色んなところの施設もありまして、優先順位があると思っています。

そういうところで、教育委員会の意見だけで一つ決まるものではないというのは十分承知をしております。

そのために政策企画会議の中で、ご意見を伺いながらという風な話で進んでおります。

前提として幼稚園は建て替えであるということで動いてはいるんだけど、現在の財政状況では、今すぐに着手できる状況ではないという風なお話も頂いておりますので、その状況を見ながら、推移を見ながら検討していきたい。という風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問に行きたいと思います。報告頂いた時の概算事業費として「本町の地理的中心地に民有地を取得し、整備する案」が13億円強、「多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し整備する案」が14億円弱の試算でしたが、人件費、物資高騰により現時点での概算事業費はどれ位になるのでしょうか。お伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の人件費、物資高騰により概算事業費はどれ程になるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先に述べましたとおり、基本設計、詳細設計ともに進んでいない状況ですので、概算の数字を明確にお示しすることは出来ません。

また、就学前の幼児の数の減少に伴い、建物の大きさの再検討も必要になると考えます。概算事業費については、人件費、物件費が高騰していますが、概算事業費を求めるため、新たに調査を発注するのではなく、令和3年度の成果を基に物価指数等をかけて求めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。多度津町立幼稚園については具体的案が示されましたが、小学校については、どのような状況でしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の小学校についてはどのような状況かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校については「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」で、国の基準である学級の規模が35人から40人までで学校規模が1学年2学級又は3学級、学校全体で12学級から18学級までとしています。

また、適正配置として「小学校の再編は必要であり、今後、検討委員会答申や幼稚園の再編状況を考慮し、再編後の学校数等の適正配置について慎重な協議検討を行い決定する。」こととしています。

再編の時期としては「幼稚園の再編を先行実施すべきであり、その後、小学校の再編に着手し、検討委員会の答申における2020年代前半開校を目標とすることが望ましいとされていることを踏まえ、最大限努力する。」とあります。

現状としては、幼稚園の統合が終わっていない状況であり、小学校については、お示し出来る具体的な案はありません。ただ、幼児、児童数の減少により、先に述べた「政策企画調整会議」において幼稚園と合わせて小学校の再編に関しても議論していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

幼稚園の統廃合、小学校の統廃合については、図書館の建設とともに町民が非常に興味を持っている事業であります。予算が少ない中でも有効活用、要は町民が喜んで頂けるような施策をして頂けるように強く要望して、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小川 保）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

お疲れ様でした。

今回は、明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

閉会 午後4時53分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 6 年 12 月 11 日  
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記